

韓国知的財産ニュース 2026 年 9 月前期

(No. 561)

発行年月日：2026 年 9 月 30 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、9 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【公布】特許審判院の国選代理人の選任および運営に関する規則の一部改正令(首相令第 2142 号)
- 1-2 【法案提出】知識財産基本法の一部改正法律案(議案番号: 2221303)
- 1-3 【法案提出】特許法律一部改正法律案(議案番号:2221305)
- 1-4 【公布】デザイン保護法の一部を改正する法律(法律第 21951 号)
- 1-5 【公布】実用新案法一部改正法律(法律第 21953 号)
- 1-6 【公布】知識財産基本法一部改正法律(法律第 21954 号)
- 1-7 【公布】特許法一部改正法律(法律第 21955 号)
- 1-8 【公布】不正競争の防止及び営業秘密の保護に関する法律の一部改正法律(法律第 21952 号)

特許、商標、デザイン(意匠)の出願・審査・審判

- 2-1 韓国・ASEAN 間の知的財産協力が本格化…韓国の商標審査のノウハウをアセアンに伝授
- 2-2 創薬・バイオのイノベーションを守る特許審判、現場と共に作り上げる
- 2-3 特許取消しの判断理由を、より明確に説明する
- 2-4 若者のスタートアップ企業の特許も、1 ヶ月で完了

模倣品関連および知財保護

- 3-1 技術の流出・盗用、模倣品への対策強化…侵害事件の送検件数が32%増加
- 3-2 海外での商標登録から模倣品対応まで…輸出企業の知的財産(IP)支援が一堂に集結
- 3-3 私たちの日常生活にある化粧品、知的財産権に関する虚偽表示634件を摘発
- 3-4 ベトナムに逃亡していた模倣品販売の首謀者、インターポールの赤手配書により逮捕
- 3-5 韓国知識財産処、約30社のK-商標・プラットフォーム企業と知的財産権侵害への対応のための直通回線を開設
- 3-6 韓国知識財産処、芸能事務所によるパブリシティ権、侵害への対応を本格化

知財活用・連携

- 4-1 アイデアと知的財産が成長資産となるイノベーション・エコシステムの構築
- 4-2 韓国知識財産処・産業通商部、企業の知的財産・技術競争力の強化に向け、全方位的な協力を推進
- 4-3 韓国知識財産処・韓国貿易協会が提携し、輸出企業の知的財産競争力を高める
- 4-4 宝城(ボソン)緑茶・漢山(ハンサン)モシ…「地域の特産品」
- 4-5 韓国知識財産処、韓国・フランス首脳会談を契機にフランス産業財産庁と覚書を締結
- 4-6 国家戦略技術に関する国際的な最新動向と特許情報を一目で把握
- 4-7 発明振興会と知的財産研究院が統合！政策立案と執行の連携により効率性向上
- 4-8 世界中の女性科学者たち、知的財産を通じて研究の価値を高める
- 4-9 K-知的財産の情報化、キルギスとカスタマイズ型の協力に乗り出す

会議・イベント・研修

- 5-1 人工知能(AI)×知的財産(IP)、技術革新の公式を書き換える
- 5-2 国家知的財産委員会、「第7期専門委員会 政策課題総合発表会」を開催
- 5-3 知的財産取引、市場中心の体制へ転換
- 5-4 「2026年国家知的財産ネットワーク(KIPnet)カンファレンス」の開催
- 5-5 地域資産・地域ブランドを知的財産へと転換し、地域の成長の原動力とする
- 5-6 第9回知的財産の日(9月4日)の記念式を開催
- 5-7 韓国知識財産処・大韓商工会議所、「企業が知っておくべき技術と知的財産の中核保護戦略」説明会を開催
- 5-8 2026年下半年の弁理士実務研修集合教育の参加者を募集
- 5-9 公共の革新技術が市場と結びつき、革新的な成長を牽引

報道説明資料

今号はありません。

法律、制度関連

1-1 【公布】特許審判院の国選代理人の選任および運営に関する規則の一部改正令(首相令第2142号)

議員立法(2026.9.1.)

●首相令第2142号

「特許審判院国選代理人の選任及び運営に関する規則」の一部改正令をここに公布する。

2026年9月1日

国務総理

特許審判院の国選代理人の選任及び運営に関する規則の一部改正令

特許審判院の国選代理人の選任及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号に、ト目及びチ目をそれぞれ次のように新設する。

ト.「報勲補償対象者の支援に関する法律」第2条及び第3条に基づく報勲補償対象者とその遺族又は家族

チ.「義死傷者等の礼遇及び支援に関する法律」第2条第4号から第6号までの規定に基づく義死傷者、義死者遺族及び義傷者家族

第2条第1項第6号中『『兵役法』第5条第1項第1号及び第3号に基づく兵又は社会奉仕要員』を『『兵役法』第5条第1項第1号チ目に基づく兵又は同項第3号ロ目1)に基づく社会奉仕要員』とし、同項第9号を次のようにする。

9.「中小企業創業支援法」第2条第11号に基づく青年創業企業別紙書式を別紙のようにする。

附 則

第1条(施行日)この規則は、公布の日から施行する。

第2条(国選代理人選任申請対象の拡大に関する適用例)第2条第1項第2号ト目及びチ目の改正規定は、この規則の施行当時、特許、実用新案、デザイン(意匠)、商標に関する審判手続が進行中の場合についても適用する。

◇ 改正の理由及び主な内容

特許審判院長が、特許、実用新案、デザイン(意匠)、商標に関する審判の当事者の申請により、国選代理人を選任できる対象に、報勲補償対象者及びその遺族・家族、義死傷者・義死傷者の遺族及び義死傷者の家族を追加するなど、現行制度の運用上で現れた一部の不備を改善・補完しようとするものである。

議案番号:2221303

提案日:2026年9月10日

提案者:ホ・ソナム議員、他12人

提案理由及び主要内容

政府は、国家知識財産事務を効果的に総括・調整するため、2025 年 10 月に知識財産処を発足させ、国家知識財産委員会(以下「委員会」という。)の幹事機関を知識財産処に変更するなど、国家知識財産ガバナンス体制を改訂(再編)した。

しかし、現行法上、委員会の機能が「審議・調整」とどまっており、国家知識財産政策執行の拘束力と実効性を確保することに限界があり、2011 年の法制定以降、人工知能(AI)及びデータ基盤経済への転換等により知的財産政策の範囲と内容が大きく拡大したにもかかわらず、委員会の構成はこれを十分に反映できておらず、専門的かつ幅広い意見集約に限界がある。

また、知的財産権は多様な国際協約を通じて国家間の権利保護体系が緊密に連携される特性があり、関連法令の制定・改正時に既存法令との衝突・重複防止及び国際規範との整合性を確保することが重要であるにもかかわらず、現行制度は委員会に対する「通報」の水準にとどまっており、法令間の衝突・重複防止及び国際的基準との整合性を十分に確保しにくい実情にある。

さらに、現行法令には知的財産情報の収集・分析に関する規定が設けられているが、これを裏付ける具体的な手続き及び基準に対する下位法令の根拠が不備であり、政策策定に必要な情報を体系的に活用することに限界がある。

したがって、委員会の機能を「審議・議決」に強化して政策執行力を高め、委員構成を拡大して多様な政策議論の基盤を設け、知的財産関連法令の制定・改正時に委員会との協議手続きを明確にし、知的財産情報の生産・流通及び活用に必要な事項を大統領令で定めるようにすることにより、国家知的財産ガバナンスの効率性と政策の実効性を高めようとするものである。

イ. 国家知的財産の機能を「審議・調整」から「審議・議決」に変更する(案 第 6 条)。

ロ. 知的財産政策環境の変化に対応して専門的かつ幅広い意見を集約するため、委員構成を「40 人以内」から「50 人以内」に拡大する(案 第 7 条)。

ハ. 知的財産関係法令の制定・改正等における委員会の「通報」を「協議」に変更する(案 第 13 条)。

二. 知的財産情報の生産・流通及び活用に必要な細部事項を大統領令で定めるように根拠条項を新設する(案 第 31 条第 3 項)。

法律第 号

知的財産基本法の一部改正法律案

「知識財産基本法」の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「審議・調整」を「審議・議決」とし、同条第 2 項各号以外の部分中「審議・調整する」を「審議・議決する」とし、同項第 5 号中「特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事」を「特別市長・統合特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事」とし、同条第 3 項中「審議・調整しよう」を「審議・議決しよう」とする。

第 7 条第 1 項中「40 人」を「50 人」とする。

第 13 条の題目「（関係法令の制定・改正等の通報）」を「（関係法令の制定・改正等の協議）」とし、同条第 1 項中「委員会に」を「委員会と」に、「通報」を「協議」にし、同条第 2 項中「通報を受けた法令」を「法令」に、「意見を」を「既存法令との衝突・重複、国際的基準との調和の有無等を検討して意見を」にし、同条第 3 項中「通報」を「協議」とする。

第 31 条に第 3 項を次のように新設する。

③ 第 1 項による知的財産情報の生産・流通及び活用に必要な事項は、大統領令で定める。

附 則

この法律は、公布した日から施行する。

議案番号:2221305

提案日:2026年9月10日

提案者:ホ・ソナム議員、他11人

提案理由及び主要内容

現行法は、国内に広く認識され経済的価値を有する他人の肖像・音声等、その他人を識別できる標識を公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で無断使用し、他人の経済的利益を侵害する行為を不正競争行為として規定しており、知識財産処長に不正競争行為に対する行政調査権限を付与している。

しかし、最近の生成人工知能(AI)技術の発展により、他人の肖像・音声等をデジタル方式で合成・模写・変形して商業的に利用する事例が増加しているにもかかわらず、このような行為が現行法により規律されるか否か明確ではなく、不正競争行為の調査過程においてもオンラインプラットフォーム事業者の協力根拠が不足しており、迅速な対応が困難であるとの意見がある。特に、このような行為は他人の知名度や信頼に便乗して不当な利益を得るものであり、被害が繰り返し発生や広範囲に発生する可能性があるが、現行の民事的小救済手段(民事的・行政的救済手段)だけでは不正競争行為を抑止することに限界があるとの指摘が提起されている。

これに対し、生成 AI を活用して制作された合成物・模写物の商業的無断使用行為が不正競争行為に含まれることを明確にし、知識財産処長がオンラインプラットフォーム事業者に資料の提出・確認等、行政調査に必要な協力を要請できる根拠を設けるとともに、他人の肖像・音声等、個人識別標識を無断で使用して経済的利益を侵害する不正競争行為を処罰対象に含めることにより、違法行為に対する抑止力を高め、個人識別標識の経済的価値を手厚く保護する一方、公正な商取引慣行と健全な競争秩序を確立しようとするものである(案 第2条等)。

法律第 号

不正競争の防止及び営業秘密の保護に関する法律一部改正法律案

「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ヲ目中「標識」を「標識（「人工知能発展と信頼基盤造成等に関する基本法」第 2 条第 3 号による人工知能技術を活用して制作した合成物・模写物を含む）」とする。

第 7 条の 3 を次のように新設する。

第 7 条の 3（通信販売仲介業者の協力義務）① 知識財産処長は、不正競争行為の調査のため、「電子商取引等における消費者保護に関する法律」第 20 条に基づく通信販売仲介者（以下「通信販売仲介者」という。）に次の各号の事項に関する資料の提出又は確認等、必要な協力を要請することができる。この場合、協力要請を受けた通信販売仲介者は、正当な事由がない限り、これに応じなければならない。

1. 掲示物又はコンテンツの掲示・流通現状
2. 掲示者又は販売者の識別に必要な情報（関係法令が許容する範囲に限定する）
3. 取引又は広告の運営現況
4. その他不正競争行為の調査のために必要な事項 ② 知識財産処長は、第 1 項により提出を受けた資料を不正競争行為の調査および処理目的以外の用途に使用してはならず、提出を受けた資料のうち営業秘密、個人情報等、保護が必要な情報が他人の権利や正当な利益を侵害しないよう必要な措置を講じなければならない。③ 第 1 項から第 3 項までの規定による資料の提出、保管、利用等に必要な事項は、大統領令で定める。

第 18 条第 4 項第 1 号中「まで、ヲ目」を「まで」とする。

附 則

この法律は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

大統領 イ・ジェミョン

2026 年 9 月 15 日

國務總理 ハン・ソンスク

國務委員

行政安全部 ユン・ホジュン

長 官

(韓国知識財産処所管)

●法律第 21951 号

デザイン保護法の一部改正法

デザイン(意匠)保護法の一部を次のように改正する。

第 84 条の題名中「登録料の追加納付又は補填によるデザイン登録出願と」を「デザイン登録出願と」と改め、「回復」を「回復申請」とし、同条第 1 項本文中「デザイン権者が正当な理由により」を「デザイン権者が」に、「しない場合にはその理由が終了した日から 2 月以内にその登録料を納付し、又は補填する」を「しない場合には第 82 条第 3 項の規定によりデザイン登録出願が放棄され、又は登録デザインのデザイン権が消滅した場合(故意に登録料を納付せず、又は補填しなかった場合を除く)には、追加納付期間の満了日又は補填期間の満了日のうち遅い日から 1 年以内に総理令で定めるところにより金額を納付し、放棄されたデザイン登録出願又は消滅したデザイン権の回復を申請する」にし、同条第 1 項ただし書を削除し、同条第 2 項中「登録料を納付し、又は補填した者は」を「定められた金額を納付し、放棄されたデザイン登録出願又は消滅したデザイン権の回復を申請した場合には」とし、「デザイン登録出願を放棄せず」を「デザイン登録出願は放棄されず」に改め、同条第 3 項を削除し、同条第 4 項中「第 2 項又は第 3 項の」を「第 2 項の」とし、「登録料を納付し、又は補填した」を「第 1 項の規定により定められた金額を納付した」とし、同条第 5 項中「第 2 項又は第 3 項の」を「第 2 項の」に改め、同条に第 7 項を次のように新設する。⑦ 第 1 項の規定による回復申請に必要な事項は総理令で定める。

第 90 条第 2 項第 4 号中「登録料を納付し、又は補填した」を「定められた金額を納付した」にする。

附 則

第 1 条(施行日)この法律は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条(デザイン登録出願及びデザイン権の回復の申請等に関する適用例)第 84 条及び第 90 条第 2 項の改正規定は、この法律の施行後、追加納付期間又は保全期間が満了した案件から適用する。

◇改正理由及び主な内容

登録料の納付期間の経過によりデザイン登録出願が放棄され、又は登録デザインのデザイン権が消滅した場合、その回復要件を従来の「正当な理由」から「登録料を納付せず、又は補填しなかったことが故意ではない場合」に緩和し、追加納付期間内に一定の金額を納付し、放棄されたデザイン登録出願又は消滅したデザイン権の回復を申請できるようにすることにより、国内の個人・中小企業等が登録料の納付時期を逸して不利益を受けないようにしようとするものである。

〈法制処提供〉

大統領 イ・ジェミョン

2026 年 9 月 15 日

国務総理 ハン・ソンスク

国務委員

行政安全部 ユン・ホジュン

長 官

(韓国知識財産処所管)

●法律第 21953 号

実用新案法一部改正法

「実用新案法」の一部を次のように改正する。

第 21 条第 2 項第 4 号中「登録料を納付し、または補填したとき」を「定められた金額を納付したとき」とする

附 則

第 1 条(施行期日) この法律は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条(実用新案登録出願と実用新案権の回復申請等に関する適用例) 第 21 条第 2 項の改正規定は、この法律の施行以後、追加納付期間又は補填期間が満了した件から適用する。

◇ 改正理由及び主要内容

登録料の納付期間の経過により実用新案権が消滅した場合、その回復要件を従前の「正当な事由」から「登録料を納付しなかったこと又は補填しなかったことが故意ではない場合」に緩和し、実用新案権の登録料の追加納付期間内に定められた金額を納付した場合には実用新案権の設定登録をすることができるようにすることにより、国内の個人・中小企業等が登録料の納付時期を逃して不利益を受けないようにしようとするものである。

〈法制処提供〉

大統領 イ・ジェミョン

2026 年 9 月 15 日

国務総理 ハン・ソンスク

国務委員

行政安全部 ユン・ホジュン

長 官

(韓国知識財産処所管)

●法律第 21954 号

知識財産基本法一部改正法

知識財産基本法の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中の「大統領」を「国務総理」とする。

第 7 条第 3 項第 2 号中の「大統領が」を「国務総理が」とし、同条第 4 項から第 7 項までをそれぞれ第 5 項から第 8 項までとし、同条に第 4 項を次のように新設する。

④ 委員会の効率的な運営及び支援のため、幹事 1 名を置くものとし、幹事は知識財産処長とする。

附 則

第 1 条(施行日)この法律は、公布の日から施行する。

第 2 条(国家知識財産委員会に関する経過措置)① この法律の施行の際、従前の規定に基づき設置された大統領所属の国家知識財産委員会は、第 6 条第 1 項の改正規定に基づき、国務総理所属として設置された国家知識財産委員会とみなす。

② この法律の施行の際、従前の規定に基づき大統領が委嘱した国家知識財産委員会の委員(委員長を含む)は、第 7 条第 3 項第 2 号の改正規定に基づき、国務総理が委嘱した国家知識財産委員会の委員とみなす。この場合、委員の任期は、従前の規定に基づく任期の残存期間とする。

◇改正理由及び主な内容

国家知識財産委員会を大統領所属から国務総理所属へと改編し、委員会の幹事を知識財産
処長とすることにより、知的財産総括・調整業務の責任性と履行力を強化しようとするものであ
る。

〈法制処提供〉

1－7 【公布】特許法一部改正法律(法律第 21955 号)

電子官報(2026.9.15.)

大統領 イ・ジェミョン

2026 年 9 月 15 日

国務総理 ハン・ソンスク

国務委員

行政安全部 ユン・ホジュン

長 官

(韓国知識財産処所管)

●法律第 21955 号

特許法一部改正法

特許法一部を次のように改正する。

第 81 条の 3 の題目中の「特許料の追加納付又は補填による特許出願と」を「特許出願と」に、
「回復」を「回復の申請」に改め、同条第 1 項本文中の「特許権者が正当な事由により」を「特許
権者が」に、「ない場合には、その事由が消滅した日から 2 ヶ月以内にその特許料を納付し、又
は補填する」を「しなかったことにより、第 81 条第 3 項に基づき特許出願が放棄や特許発明の特
許権が消滅した場合（故意に特許料を納付せず、又は補填しなかった場合は除く）追加納付期
間の満了日又は補填期間の満了日のうち遅い日から 1 年以内に、総理令で定める金額を納付
し、放棄された特許出願又は消滅した特許権の回復を申請する」とし、同項のただし書きを削除
し、同条第 2 項中の「特許料を納付し、又は補填した者は」を「定められた金額を納付し、放棄
された特許出願又は消滅した特許権の回復を申請した場合には」に、「特許出願を放棄しない」
を「特許出願は放棄されない」とし、同条第 3 項を削除し、同条第 4 項中の「第 2 項又は第 3 項

に」を「第 2 項に」に、「特許料を納付し、又は補填した」を「第 1 項に基づき定められた金額を納付した」とし、同条第 5 項中の「第 2 項又は第 3 項に」を「第 2 項に」に改め、同条第 7 項中の「第 1 項本文に」を「第 1 項に」とし、「納付、補填又は第 3 項前段に基づく」を「回復」とする。
第 87 条第 2 項第 4 号中の「特許料を納付し、又は補填した」を「定められた金額を納付した」とする。

附 則

第 1 条(施行日)この法律は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条(特許出願及び特許権の回復の申請等に関する適用例)第 81 条の 3 及び第 87 条第 2 項の改正規定は、この法律の施行後、追加納付期間又は補填期間が満了した事案から適用する。

◇改正理由及び主な内容

特許料の納付期間の経過により特許出願が放棄や特許権が消滅した場合、その回復要件を従来の「正当な理由」から「特許料を納付又は補填しなかったことが故意によるものではない場合」へと緩和し、追加納付期間内に一定額を納付することで、放棄された特許出願又は消滅した特許権の回復を申請できるようにすることで、国内の個人・中小企業などが特許料の納付時期を逃して不利益を被らないようにすることを目的としている。

〈法制処提供〉

1－8 【公布】不正競争の防止及び営業秘密の保護に関する法律の一部改正法律(法律第 21952 号)

電子官報(2026.9.15.)

大統領 イ・ジェミョン

2026 年 9 月 15 日

国務総理 ハン・ソンスク

国務委員

行政安全部 ユン・ホジュン

長 官

(韓国知識財産処所管)

●法律第 21952 号

不正競争防止及び営業秘密の保護に関する法律一部改正法

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号イ目中の「窃取」を「ハッキング、窃取」とし、同号にト目を次のように新設する。

ト. イ目からヘ目までのいずれかに該当する行為を紹介・斡旋又は誘引する行為

第 18 条第 1 項第 2 号のうち、「窃取」を「ハッキング・窃取」に、「行為」を「行為、又はその取得した営業秘密を使用し、もしくは第三者に漏洩する行為」とし、同項第 3 号のうち、「取得し、又は使用」を「取得・使用し、又は第三者に漏洩」とし、「使用は」を「使用又は公開は」とし、同項に第 4 号を次のように新設する。

4. 第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する行為を紹介・斡旋又は誘引する行為

附 則

第 1 条(施行日)この法律は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条(損害賠償責任に関する適用例)第 2 条第 3 号ト目の改正規定に違反する行為による第 11 条に基づく損害賠償責任は、この法律の施行後に発生する違反行為から適用する。

第 3 条(報奨金の支給に関する適用例)第 18 条第 1 項第 4 号の改正規定に違反する行為の防止に寄与したことに対する第 16 条に基づく報奨金の支給は、この法律の施行後に通報された場合から適用する。

◇改正の理由及び主な内容

営業秘密侵害行為として、営業秘密の不正取得の方法に「ハッキング」を追加し、営業秘密侵害行為の類型に営業秘密侵害行為を紹介・斡旋又は誘引する行為を新設するとともに、不正に取得した営業秘密を使用や第三者に漏洩したりするなどの行為に対する処罰の根拠を設けることで、企業の営業秘密を安全に保護できるようにすることを目的としている。

〈法制処提供〉

特許、商標、デザイン（意匠）の出願・審査・審判

2-1 韓国・ASEAN 間の知的財産協力が本格化…韓国の商標審査のノウハウをアセアンに伝授

韓国知識財産処 (2026.9.7.)

- 知識財産処、ASEAN 11 カ国の商標審査官を対象としたカスタマイズ型教育課程を実施
- 著名人の氏名を商標として審査する段階から不服申立手続きに至るまで、韓国の審査実務を伝授

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)国際知識財産研修院は、9 月 7 日(月)から 10 日(木)まで、ASEAN 11 カ国*の商標審査官および関連業務従事者を対象に、「2026 年 韓国・ASEAN 商標審査実務研修コース」をオンラインで実施する。

* インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、カンボジア、ラオス、ブルネイ、東ティモール

韓国と ASEAN は、2018 年にブルネイで知的財産(IP)分野の協力に関する覚書を締結して以来、毎年「韓国・ASEAN 知的財産ハイレベル会議」を開催し、知的財産分野での協力を続けてきた。特に、8 月に開催された第 9 回韓国・ASEAN 知的財産ハイレベル会議において、双方は、知的財産人材の育成および教育などの協力事業を持続的に拡大する内容などを盛り込んだ「韓国・ASEAN 知的財産実施協定」を速やかに締結することで合意した。

今回の研修は、こうした韓国・ASEAN 知的財産協力の流れを実際の研修事業として具体化したという点で意義がある。特に、知識財産処の関連部署の公務員や弁理士など、分野別の専門家で構成された講師陣が、韓国の制度や実務経験を ASEAN 加盟国と共有することで、域内の知的財産行政能力と審査の専門性を高める契機となることが期待される。

研修課程は、▲韓国知識財産処および商標制度の紹介 ▲商標審査実務（手続きおよび検索戦略）▲異議申立ておよび審査・審判不服申立て手続きなど、商標審査全般を総合的に扱う。特に、事前に調査された ASEAN 加盟国のニーズを反映し、▲著名人の名前で構成された商標

の審査▲非伝統的商標*の審査▲多国籍企業の商標出願・管理戦略など、現場での適用性が高いカスタマイズ型の科目が含まれた。

* 非伝統的商標 (Non-traditional Trademarks) : 商標法上、商標としての識別機能を果たすことができる標章のうち、文字・記号・図形などの典型的な視覚的標章と区別される形態の標章。音・匂い・色彩・立体的な形状・ホログラム・動作などの標章が該当する。

韓国知識財産処のソン・ソンホン国際知識財産研修院長は、「今回の課程で、韓国の先んじた商標審査制度とノウハウが ASEAN 全域に普及し、双方の知的財産協力が一段と安定的に定着することを期待する」とし、「今後もカスタマイズ型の国際教育への参加活動を継続的に拡大し、韓国の国際知的財産におけるリーダーシップを強化するとともに、韓国企業の現地事業および知的財産保護環境の改善に積極的に貢献していく」と述べた。

2-2 創薬・バイオのイノベーションを守る特許審判、現場と共に作り上げる

韓国知識財産処 (2026.9.11.)

－ 特許審判院、創薬・バイオ企業などと特許権の存続期間延長、AI の活用など審判の懸案事項について協議

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)の特許審判院は、9月11日(金)15時30分、韓国知識財産センター(ソウル市江南区)にて、創薬・バイオ分野の主要企業*および代理人らと懇談会を開催し、特許権における存続期間延長制度**、AI(AI)の活用など、最近の業界の主要な関心事や現場が求める審判制度の改善方向について議論すると発表した。

* 韓国創薬バイオ協会、韓国グローバル医薬産業協会、鍾根堂、ハンミサイエンス、HK イノエン、韓国ファイザー、韓国メルクなど

** 医薬品の許可手続きなどにより特許権を長期間実施できなかったことに対する補償として、当該特許権の存続期間を5年以内で延長する制度

今回の懇談会には、特許審判院長と創薬・バイオ分野の審判長が出席し、▲最近議論されている特許権の存続期間延長制度の改正方向と、審判手続きにおける実効性の確保に向けた詳細な運営案について議論する予定だ。また、▲審判業務の効率性を高めるための AI 活用策や、

AI によって作成された虚偽・捏造の証拠資料に対する検証および制裁策についても共に模索する。

このほか、▲審判事件の配当および日程管理の効率化で審判事件の処理期間のばらつきの緩和策、▲口頭審理などにより審判部と当事者間の十分な意思疎通と審判結果の予測可能性の向上、▲審判利用者の視点に立った審判手続きの改善などについても意見を交わす計画だ。

特許審判院のキム・ギボム院長は、「今回の懇談会で集められた現場の生の声を、審判政策や制度に積極的に反映させていく」とし、「創薬・バイオ企業の技術革新と円滑な事業化を後押しできるよう、より迅速かつ専門的な審判サービスを提供するために継続的に努力していく」と述べた。

2-3 特許取消しの判断理由を、より明確に説明する

韓国知識財産処(2026.9.14.)

- 特許審判院、特許取消申請の審理品質改善策を実施
- 申請方法・作成事例を盛り込んだ「特許取消申請人向け標準マニュアル」も配布

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は 13 日、特許取消申請*の審理の充実度を高め、国民が制度をより利用しやすくするため、「特許取消申請審理の質向上策」を実施し、「特許取消申請者のための標準マニュアル」を配布すると発表した。

* 特許取消申請:誰でも特許登録公告後 6 ヶ月以内に特許の取消を申請できる制度であり、特許無効審判に比べて便利・迅速な手続きにより、特許不適格の早期整理および特許権の安定性向上を図るため、2017 年に導入された(2025 年は 196 件申請)。

特許取消申請制度は、特許登録後、一定期間内に誰でも特許の有効性を争うことができるようにすることで、不適格な特許を手間なく迅速に整理できるという利点がある。

しかし、これまで取消申請人が申請書を作成する際に参照できる作成基準が整備されていなかったため、特許を取り消す理由や根拠が具体的に提出されないケースがあった。この場合、審判部が特許権者に取消意見を通知しても、特許権者が取消意見の具体的な理由や根拠を正確に

把握し、特許請求の範囲を訂正するなど適切に対応することが困難であるという意見が提起されてきた。

これを受け、特許審判院はこれまでの特許取消申請事件を分析し、取消申請人が取消理由と根拠をより具体的に提示できるよう支援するとともに、審判部が特許権者に対して取消判断の理由と根拠をより明確に提示する方向で改善策を策定した。

〈(1) 特許取消判断の理由をより明確に通知します〉

まず、審判部は、特許権者が特許取消しの判断理由を明確に理解し、特許請求の範囲の訂正など必要な対応を行えるよう、取消意見をより具体的に通知する。これは、取消申請人が提出した取消理由があまりにも包括的な場合、審判部がこれをそのまま援用することが適切ではない可能性があるという指摘を反映したものであり、審判部が特許取消を妥当であると判断した理由と根拠を、特許請求の範囲の各項目に区分して明確に提示するものである。

併せて、特許審判院は、取消意見提出通知書の標準案を策定し、審判官の教育や優れた審理事例の共有などで審理の一貫性を高め、審判の品質を継続的に管理していく計画である。

〈(2) 特許取消申請をより簡単かつ正確に行えるよう支援します〉

取消申請人が取消理由と根拠をより簡単かつ正確に作成できるよう、申請段階での支援も強化する。

このため、特許審判院は「特許取消申請人のための標準マニュアル」を配布する。マニュアルには、▲特許取消申請の手続きおよび取消理由の作成要領 ▲請求項と先行技術の構成の対比方法 ▲2 つ以上の先行技術がある場合の主要発明の特定方法 ▲特許技術と先行技術との相違点を特定する方法 ▲先行技術の結合の動機・示唆点を提示する方法などを分かりやすく盛り込んだ。併せて、主な作成事例や留意事項も提示し、申請人が取消申請の趣旨と根拠を効果的に伝えられるようにした。

また、取消理由や中核的な争点をより明確に確認する必要がある場合には、技術説明会や審判官との面談などを活用して、申請人と特許権者の意見を丁寧にヒアリングし、相互の対話を交わすことで主要な争点を綿密に検討する。

特許審判院キム・ギボム院長は、「今回の改善で、特許取消申請の審理の質と予測可能性を一段と高めることができると期待している」とし、「今後も特許取消申請制度を充実させて運営するなど、特許審判の質と信頼性を高めるための改善を継続していく」と述べた。

一方、「特許取消申請者のための標準マニュアル」は、特許審判院のホームページ*から誰でもダウンロードできる。

* ホームページ(moip.go.kr/ipt) > お知らせ > 審判院のお知らせ

2-4 若者のスタートアップ企業の特許も、1ヶ月で完了

韓国知識財産処(2026.9.15.)

- 知識財産処…若手起業企業、AI データセンター、フィジカル AI 分野に超高速審査を導入
- 超高速審査制度を申請した企業の 10 社中 6 社が中小企業
- 人工知能(AI)・バイオ分野のスタートアップ企業の特許審査待機期間を 20 ヶ月→1 ヶ月に短縮

造船所で主に使用される産業用フィジカル AI ロボットを開発する AI スタートアップ企業 A 社は、超高速審査を 6 件申請し、17 日後に最初の審査結果を受け取り、急成長するロボット市場において、コア技術の権利化の方向性を一歩先んじて確認することができた。

がん組織の写真を分析して診断を支援するデジタル病理・がん診断 AI を開発するバイオ・医療 AI ベンチャー企業 B 社も、超高速審査を 14 件申請し、27 日後に最初の審査結果を受け取り、市場進出の先頭に立つことができた。

11 月から、青年創業企業、AI データセンター、フィジカル AI 関連の特許審査待ち期間が 1 ヶ月以内に短縮される見通しだ。

知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、特許審査待機期間を1ヶ月以内に短縮する超高速審査制度を、青年創業企業、AI データセンター、フィジカル AI 分野にまで拡大(2026.11)して施行する予定であると発表した。

AI・バイオ創業企業分野では、超高速審査制度(2026.2)を導入し、特許審査待ち期間が平均1.0ヶ月に短縮された。約20ヶ月近くかかっていた一般審査と比較すると、画期的に短縮された数値だ。知識財産処は、このような成果を今後、青年創業企業、フィジカル AI などの分野まで対象を拡大していく方針だ。

<超高速審査、青年スタートアップ、AI データセンター、フィジカル AI まで拡大…参入障壁を低く>

知識財産処は、超高速審査の対象を技術分野にとどまらず、青年スタートアップ全般へと拡大する合計画だ。AI・バイオでなくても、様々な分野の青年スタートアップが迅速な審査結果を受けられるよう支援する方針だ。国家コア技術への支援も強化される。既存の半導体分野に加え、AI データセンター、フィジカル AI 関連技術を優先審査・超高速審査の対象に新たに含め、未来産業の競争力の中核となる技術をより迅速に確保する計画だ。一般審査の遅延を考慮し、年間支援件数は4,000件程度に限定し、詳細な支援対象や申請要件など具体的な内容は11月に発表する予定だ。

<超高速審査制度の申請企業の10社中6社が中小企業>

知識財産処は、超高速審査制度を昨年10月に初めて導入し、AI・バイオ創業・ベンチャー企業分野まで拡大(2026.2)した。超高速審査の申請件数は、現在までに合計1,284件(2025.10～2026.8)となった。このうち、中小企業が60%(774件)を占め、超高速審査の申請比率が最も高いことが分かった。続いて大企業が20%(260件)、個人が14.7%(189件)などの順となっている。

<人工知能(AI)・バイオ創業企業分野の超高速審査制度により、審査待機期間が20ヶ月→1ヶ月に>

AI とバイオ分野は、平均審査待機期間が長期化する代表的な分野だ。技術分野全体の平均審査待機期間が 14.7 ヶ月であるのに対し、AI・バイオは 20 ヶ月に達することが分かった。制度の導入により、フィジカル AI のスタートアップ企業 A 社は 17 日、AI 医療ベンチャー企業 B 社は 27 日で最初の審査結果を受け取るなど、1 ヶ月以内に結果を得ることができた。企業は特許取得の可能性を早期に確認し、事業化戦略を迅速に立てられるようになることが期待される。

知識財産処のチョン・ヨンウ次長は、「スタートアップ企業にとって特許は、単なる権利にとどまらず、投資誘致や市場参入、企業の成長のための重要な資産である」とし「AI・バイオ分野のスタートアップ企業を対象とした超高速審査が、審査期間を画期的に短縮する成果を上げた」と語った。

続いて、「今後は、若者のスタートアップ企業から国家のコア技術に至るまで支援を拡大し、革新的なアイデアが迅速に権利化され、事業化につながるよう積極的に支援していく」と述べた。

模倣品関連および知財保護

3-1 技術の流出・盗用、模倣品への対策強化…侵害事件の送検件数が 32%増加

韓国知識財産処(2026.9.3.)

- 知識財産処、2026 年上半期における特別司法警察の捜査実績を発表
- 技術侵害犯の送致が 33%増加、模倣品流通犯の送致が 32%増加
- 国家コア技術・デザインの保護、模倣品の取り締まりなどで目覚ましい成果

知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、2026 年上半期、技術流出・窃取、模倣品などの知的財産侵害犯罪*に対し集中的な捜査を実施し、合計 347 名を検察に送致したと発表した。これは前年同期(262 名)に比べ 32%増加した数値である。

* 知的財産侵害犯罪:技術犯罪(特許・実用新案、営業秘密、意匠など) + 模倣品犯罪(商標)

〈技術犯罪の捜査実績〉

技術犯罪では 161 人を検察に送致し、前年同期(121 人)比で 33%増加した。意匠侵害犯が 137%(27 人→64 人)増加して、最も大きな増加幅を示したほか、特許・実用新案侵害犯も 16%(38 人→44 人)増加した。

特に 1 月には、国家情報院・検察と緊密に協力し、全固体電池の開発情報など国家コア技術を海外へ流出させようとした試みを事前に摘発し、外国人流出犯を拘束した。2 月には、眼鏡類の模倣犯罪に関連し、約 1 年間にわたりおよそ 2 万 3,000 ページに及ぶ捜査記録を分析するなど、粘り強い捜査で、商品形態模倣事件として初めて被疑者を拘束し、犯罪収益 78 億ウォンを追徴・保全する成果を上げた。

＜模倣品犯罪の捜査実績＞

模倣品犯罪では、186 名を検察に送致し、前年同期(141 名)比で 32%増加した。また、合計 4 万 4,482 点、正規品価格 619.8 億ウォン相当の模倣品を押収した。

特に、K-文化の普及に伴い外国人観光客が急増している状況を踏まえ、外国人が多く訪れる観光商業地区を中心に模倣品の取り締まりを強化した。その結果、1 月に外国人観光客を対象とした模倣品販売業者を摘発し、正規品の価額 182 億ウォン相当の模倣品 3,702 点を押収して検察に送致した。

これと併せて、K-芸能人のファン商品など、韓流文化資源に関連する模倣品の流通にも積極的に対応し、2 月から 3 月にかけて、BTS(防弾少年団)など K-芸能人のファン商品の偽造品約 2 万 7 千点を押収した。

＜知的財産権侵害犯罪の事件受理状況＞

一方、毎年知的財産権侵害犯罪が増加し続けている中、2026 年もこの傾向が続いたことが分かった。2026 年上半期の事件受理(被疑者数基準)は合計 470 人で、前年同期(388 人)に比べ 21%増加した数値を記録した。

技術流出・窃取(営業秘密)事件の場合、被疑者総数が180%(15人→42人)増加し、事件当たりの被疑者数も2倍以上(1.7人→3.5人)増加したことが分かった。これは、国際的な技術競争が激化する中、技術流出・窃取犯罪が徐々に組織化され、手口も巧妙化していることを示唆している。

模倣品犯罪では、通報(6%、70件→74件)に比べ、告訴・告発事件*(198%、47件→140件)の増加幅が顕著であり、これは商標権者が積極的に権利を行使しているためと解釈される。[別紙2-2]

* 告訴・告発140件のうち、商標権者による直接告訴が138件(前年同期(46件)比200%増)

知識財産処のチョン・ヨンウ次長は「知識財産処の発足以来、技術流出・窃取および模倣品への対応を強化してきた結果、今年上半期の捜査実績が大幅に増加した」とし、「事件の急増に備え、今年6月に先んじて捜査要員と組織を2課52名から5課86名へと大幅に拡充しただけに、これを基に捜査の迅速性と正確性を高め、韓国の技術・製品および企業を確実に保護していく」と述べた。

1) 技術犯罪 捜査実績

＜技術犯罪 送致人数の現状（括弧は事件の数）＞

人数(名)、事件（件）

区分	特許・実用新案	営業秘密	デザイン（意匠）	その他*	合 計
2025 年上	38 (14)	29 (9)	27 (17)	27 (11)	121 (51)
2026 年上	44 (19)	23 (4)	64 (30)	30 (13)	161 (66)
増減率	16% (36%)	△21% (△56%)	137% (76%)	11% (18%)	33% (29%)

* 不正競争防止法 第 2 条第 1 号リ目(形態模倣)，商標（複合事件） など

＜技術犯罪における被害主体別の送致人数現状（括弧は事件の数）＞

人数(名)、事件（件）

区分		特許・実用新案	特許・実用新案	デザイン（意匠）	その他*	合 計	割合
個人	2025 年 上	9（5）	-	16（10）	3（2）	28（17）	23%（33%）
	2026 年 上	18（9）	-	26（14）	9（5）	53（28）	33%（42%）
中小企業	2025 年 上	29（9）	26（8）	11（7）	22（8）	88（32）	73%（63%）
	2026 年 上	26（10）	22（3）	34（15）	18（6）	100（34）	62%（52%）
中堅企業	2025 年 上	-	-	-	-	-	-
	2026 年 上	-	-	-	3（2）	3（2）	2%（3%）
大手企業	2025 年 上	-	3（1）	-	2（1）	5（2）	4%（4%）
	2026 年 上	-	1（1）	-	-	1（1）	1%（2%）
海外企業	2025 年 上	-	-	-	-	-	-
	2026 年 上	-	-	4（1）	-	4（1）	2%（2%）

* 不正競争防止法 第 2 条第 1 号リ目(形態模倣)，商標（複合事件） など

2) 模倣品犯罪 捜査実績

＜模倣品犯罪:送致人数の現状（括弧は事件の数）＞

人数(名)、事件（件）

年度	2025 年 上	2026 年 上	増減率
送致人数 (送致事件)	141 (105)	186 (142)	32% (35%)

＜価格基準:主要押収品目の現状（2026 年上半期送致件基準）＞

正規品押収量（点），価額（億円）

品目	カバン類	衣類	時計類	靴類	装身具類
押収量	6,057	17,725	132	4,174	677
正規品価格	430.1	94.9	66.4	16.4	7.2

別紙 2

2026 年上半期における事件の受付現状（前年同期比）

1) 事件受付現状（全体）

＜入件者数の現状（括弧は事件の数）＞

入件者(名), 事件 (件)

区分	技術犯罪					商標分野	総 計
	特許・実用 新案	営業秘密	デザイン (意匠)	その他*	小 計		
2025 年上	66 (26)	15 (9)	36 (21)	23 (10)	140 (66)	248 (138)	388 (204)
2026 年上	50 (26)	42 (12)	41 (24)	30 (14)	163 (76)	307 (230)	470 (306)
増減率	△24% (-)	180% (33%)	14% (14%)	30% (40%)	16% (15%)	24% (67%)	21% (50%)

* 不正競争防止法 第 2 条第 1 号リ目(形態模倣), 商標 (複合事件) など

2) 事件受付現状(受付経路別)

＜受付経路別:入件事件数の現状＞

(件)

区分		技術犯罪					模倣品 犯罪	総 計
		特許・実 用新案	営業秘密	デザイン (意匠)	その他*	合 計		
告訴・告 発	2025 年上	24	2	18	8	52	47	99
	2026 年上	21	7	19	10	57	140	197
通報	2025 年上	-	-	-	-	-	70	70
	2026 年上	-	-	-	-	-	74	74
企画・認 知	2025 年上	1	1	3	2	7	14	21
	2026 年上	1	2	4	3	10	11	21
警 察 移 送	2025 年上	1	-	-	-	1	-	1
	2026 年上	4	2	-	1	7	-	7
国家 情報院	2025 年上	-	6	-	-	6	-	6
	2026 年上	-	1	-	-	1	-	1
検 察 直 接 捜 査 など	2025 年上	-	-	-	-	-	7	7
	2026 年上	-	-	1	-	1	5	6

* 不正競争防止法 第 2 条第 1 号リ目(形態模倣), 商標 (複合事件)

① 技術流出

全固体電池（SSB）に関連する国家先端コア技術の海外流出未遂の摘発

* (Solid-State battery) 従来のリチウム電池で用いられていた液体電解質の代わりに固体電解質を採用し、安全性やエネルギー密度を高めた次世代電池

・被害企業の従業員と共謀し、全固体電池の開発情報など国家先端コア技術に該当するコア情報の流出を図った海外協力会社の従業員を逮捕・送致(2026. 1.)



② 形態模倣

グローバル K-Fashion ブランド*を対象とした「新製品のデッドコピー」が摘発*

アイウェア (Eye-wear) 分野において、新たな高級ブランドとしての地位を確立した韓国ブランドとして、国内外で高い認知度を構築

・被害企業の商品デザイン約 40 種類を完全に模倣して販売し、大規模な商業的成功を収めた業者および事業体業者を拘束・送致(2026. 2.)



③ 観光商業地域の取り締まり

外国人観光客を対象とした模倣品の販売取り締まり

・ブサン一帯の秘密店舗*で、外国人観光客を対象に模倣品を販売していた業者を取り締まり、偽バッグ・財布など 3,702 点（正規品の価格に換算して約 182 億ウォン相当）を押収し、関連事件を検察に送致(2026. 1.)

* SNS などで販売情報を目にした後、観光ガイドの案内で訪問・購入



④ K-グッズ

偽 K-POP グッズの大規模な流通に対する取り締まり

・ソウル・ブサン一帯で実施された計画的な取り締まりにより、BTS などの K-POP スターのグッズの模倣品（フォトカード、キーホルダー、マグカップなど）合計約 2 万 7 千点を押収(2026. 2～3.)



3-2 海外での商標登録から模倣品対応まで…輸出企業の知的財産(IP)支援が一堂に集結

韓国知識財産処(2026.9.7.)

－ 知識財産処・韓国貿易協会、9月8日に説明会…現場での相談からYouTube 生中継まで

知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、韓国貿易協会(ユン・ジンシク会長)と共同で、9月8日(火)14時、韓国知識財産センター(ソウル市江南区)にて「輸出企業のための知的財産支援事業説明会」を開催すると発表した。

今回の説明会では、輸出企業が海外進出の過程で必要となる商標・特許などの権利確保から、模倣品・特許紛争への対応まで、多様な知的財産支援事業を一か所で簡単に確認・活用できるよう企画された。現場への参加が困難な企業のために、韓国知識財産保護院のYouTubeチャンネルでリアルタイム生中継を行う。

説明会では、▲ K-商標政府認証制度 ▲ 海外オンライン模倣品情報の収集など K-商標紛争への対応 ▲ 海外知的財産センター ▲ 輸出企業向け超高速特許審査 ▲ 特許紛争・営業秘密の保護 ▲ 輸出に挑戦する企業の知的財産リスクへの対応 ▲ 国際知的財産スター企業の育成 ▲ 知的財産共済制度など、輸出企業が海外進出の過程で活用できる主要な支援制度や事業を紹介する。

特に、9月11日まで第1次参加企業を募集している「K-ブランド政府認証制度」の主な内容や、企業の参加・活用方法についても分かりやすく案内する。K-ブランド政府認証制度は、政府が権利者である国家認証商標を海外73カ国に登録し、韓国企業が使用できるようにするとともに、認証商標が偽造された場合、政府が現地政府に捜査・取り締まりなどを要請し、韓国企業の商標保護を支援する制度である。

説明会当日は、公益弁理士や知的財産紛争の専門家などが参加する企業別の現場相談も、午後2時から5時まで実施する。海外での権利確保や模倣品・知的財産紛争など、企業が実際に直面している課題について、専門家と直接相談することができる。

知識財産処のパク・ジンファン知識財産紛争対応局長は、「輸出企業が知的財産分野における政府の支援を知らないために機会を逃すことがないよう、企業が目線に立って率先して情報を提供し、ケアする積極的な行政に努める」とし、「韓国企業の技術と商標が海外で適切に保護されるよう、政府が前面に立って取り組む」と述べた。

一方、説明会には関心のある企業関係者なら誰でも無料で参加できる。9月8日の説明会開催前までに、韓国知識財産保護院のホームページにある「教育・イベント」掲示板から申し込むか、当日の会場でも申し込むことができ、韓国知識財産保護院のYouTubeチャンネルでリアルタイム視聴も可能だ。

3-3 私たちの日常生活にある化粧品、知的財産権に関する虚偽表示 634 件を摘発

韓国知識財産処(2026.9.7.)

- 知識財産処、韓国消費者院と化粧品の知的財産権に関する虚偽表示の合同調査

知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、韓国消費者院(ユン・スヒョン院長)と共同で、オンラインで販売されている化粧品の知的財産権表示の実態を調査*した結果、消滅した権利の表示など、合計 634 件の虚偽表示を摘発したと発表した。

* オンラインショッピングモール 7 社の 2026 年 5 月 1 日から 6 月 12 日(約 6 週間)の化粧品販売投稿約 1 万件

化粧品は非対面での購入割合が高く、身体に直接使用する製品であるだけに、成分、機能、効果などに関する正確な情報の提供が重要である。特に、「特許取得済みの成分」などの表示が消費者の選択に大きな影響を与える可能性があるため、両機関が合同調査に乗り出した。

* 「特許取得済み」、「意匠登録」、「登録商標」、「実用新案出願中」など、オンライン販売投稿における知的財産権の表示が実際の情報と一致しているか、知識財産処の登録情報と照合して検証

〈特定の機能・成分の強調、「特許権」の虚偽表示が摘発件数の 98.7%を占める〉

権利の種類別に見ると、▲「特許権」の虚偽表示が 626 件(98.7%)で大部分を占め、▲「デザイン(意匠権)」が 6 件(0.9%)、▲「実用新案権」と「商標権」がそれぞれ 1 件(0.2%)であった。

虚偽表示の種類としては、▲「消滅した権利を有効なものとして表示」したケースが 514 件(81.1%)で最も多く、▲「存在しない権利番号などの表示」が 73 件(11.5%)、▲「出願中ではない製品に出願表示」が 30 件(4.7%)と続いた。

製品の種類別では、▲「ヘアケア」製品が 242 件(38.2%)で最も多く、▲「スキンケア」製品が 97 件(15.3%)、▲「ボディケア」製品が 91 件(14.3%)、▲「クレンジング」製品が 67 件(10.6%)などの順だった。脱毛防止などの機能性効果や特定の成分を強調する製品群ほど、消費者の購買心理を刺激するために、知的財産権に関する虚偽表示行為が頻繁に行われていると分析される。

知識財産処は、今回の調査で摘発された虚偽表示について、表示の改善を指導し、是正措置を完了した。また、販売者ごとに違反履歴を管理し、今後同様の虚偽表示が繰り返された場合には、行政調査につなげる方針だ。

〈国民が直接参加、「正しい知的財産権の表示」の普及に期待〉

今回の合同調査は、知識財産処と韓国消費者院の業務協定*に基づくもので、昨年の厨房用品に続き 2 回目として実施された。特に、一般国民で構成された「国民広告監視団**」が直接、虚偽表示の発見に参加し、調査の現場性を高めたという点で意義が大きい。

* 知的財産権の保護および消費者の権益増進のため、知識財産処と韓国消費者院の間で業務協定を締結(2025 年 1 月)

** 19 年から運営されている国民参加事業で、満 19 歳以上の一般国民 60 名で構成

韓国消費者院の「国民広告監視団」は、知的財産権の正しい表示方法と主な違反事例について研修を受けた後、主要なオンライン通販サイトで虚偽表示の疑いがある事例を自ら発掘した。国民広告監視団の活動により、今後、知的財産権の表示に対する理解と関心が高まり、正しい表示の重要性に対する認識も自然に広まることが期待される。

知識財産処は今後も韓国消費者院と緊密に協力し、国民の生活に密接に関わる製品に対する知的財産権の虚偽表示行為を是正していく計画だ。

知識財産処のキム・ヨンフン知識財産保護協力局長は、「知的財産権の虚偽表示は健全な取引秩序を損なう行為だ」とし、「今後も消費者が正しい判断ができるよう、知的財産権の虚偽表示の改善に継続的に努めていく」と述べた。

※ 知的財産権の虚偽表示の通報および関連のお問い合わせ：韓国知識財産保護院 知的財産権虚偽表示通報センター (www.ip-navi.or.kr/falsemark、☎1670-1279)

3-4 ベトナムに逃亡していた模倣品販売の首謀者、インターポールの赤手配書により逮捕

韓国知識財産処 (2026.9.8.)

- 知識財産処の商標警察、海外からライブ配信で模倣品を流通させた総責任者を検挙
- 模倣品約 8,000 点・正規品の価額 37 億ウォンを押収、国内の共犯者まで一網打尽

知識財産処(キム・ヨンソン処長)の商標特別司法警察(以下「商標警察」)は、ベトナムに逃亡し、現地で販売組織(国内および海外の YouTuber)を募集・運営して模倣品を流通・販売した総責任者 A 氏(男、32 歳)を商標法違反の容疑で拘束し、共犯の B 氏(男性、42 歳)ら 3 名を不拘束で立件した。

今回の事件は、商標警察の発足(2010 年 9 月)以降、捜査機関の取り締まりを逃れて海外に逃亡した模倣品販売の被疑者を、インターポールの赤手配*などの国際共助力を行って現地で検挙し、国内へ送還した初の事例である。

* 国際刑事警察機構(INTERPOL)が発令する手配の中で最も高い等級。特定の犯罪者を逮捕し、指名手配を要請した国へ送還するため、世界の加盟国に協力を要請する国際指名手配令

〈韓国での取り締まりを逃れて海外へ逃亡…現地からライブ配信で国内に模倣品を流通〉

商標警察の調査結果によると、A 氏は捜査機関の取り締まりを逃れてベトナムへ逃亡(2025 年 5 月)し、海外現地で 2025 年 5 月から 2026 年 5 月まで、韓国国内外の YouTuber と共謀してライブ配信を実施し、国内に模倣品を流通・販売した疑いが持たれている。

A氏はベトナムへ逃亡した後、当初は国内で活動するYouTuberのB氏ら3名に模倣品を供給し、販売のノウハウを指導しながら模倣品を流通・販売(2025年5月～7月)した。

その後、商標警察が韓国に所在するB氏ら共犯者の事務所(京畿道一帯)に対する捜査・押収を実施(2025.7)すると、A氏は犯行手口を変え、ベトナム現地のYouTuber約10名を募集して、いわゆる「00 連合」と呼ばれる模倣品販売組織を新たに結成し、犯行(2025.7～2026.5)を継続した。

A氏は企業型の模倣品を流通・販売した総責任者として、現地の宿泊・食事の提供や高収益の保証などを餌に、個別の販売者(国内および海外のYouTuber)を随時募集しながら犯行に及んだ。また、捜査機関の摘発網を避けるために、海外からゲリラ式のライブ配信で模倣品を販売するなど、緻密な手口を見せた。

商標警察は、ライブ配信により模倣品を販売した共犯者らの事務所を搜索(2025年7月)し、バッグや衣類などを含む模倣品約8,000点(正規品価格37億ウォン相当)を押収した。

＜インターポール赤手配・国際共助力によりベトナムへ逃亡した偽造品販売の総責任者を検挙＞

商標警察は、A氏の海外逃亡の事実を確認した後、インターポール、検察庁、警察庁と国際共同捜査を展開し、国内の逮捕状の発付を受け、パスポートの無効化およびインターポール赤手配など、身柄確保のための措置を進めた。

駐ベトナム大韓民国大使館、ベトナムの捜査機関との国際共助力により、現地でA氏を逮捕(2026年5月)し、国内へ送還(2026年8月5日)した。

商標警察はA氏に対し、模倣品の流通・販売の経緯、国内の販売者の募集・管理プロセス、追加の共犯者など、その他の余罪について調査を進めている。

＜商標警察、海外逃亡しても最後まで追跡…模倣品の流通網の捜査を強化＞

最近、模倣品犯罪は、オンラインプラットフォームや SNS、ライブ配信などを利用して販売者を募集し、海外から模倣品を調達するなど、組織化・国際化する様相を見せている。

商標警察は、販売者の取り締まりにとどまらず、模倣品の供給者や販売組織の上位段階まで追跡する企画捜査を強化している。また、海外に滞在しながら韓国国内を対象に模倣品を流通させている被疑者に対しては、インターポール、外務省、警察庁および海外の関係機関などと国際共助力を強化し、積極的に対応する計画だ。

知識財産処のチョン・ヨンウ次長は、「今回の事件は、海外に逃亡した模倣品の販売総責任者を国際共助力によって追跡し、拘束した事例だ」とし、「今後も単なる販売者だけでなく、模倣品の供給者や組織の上位段階まで徹底的に追跡し、模倣品の流通を遮断するために最善を尽くす」と述べた。

3-5 韓国知識財産処、約 30 社の K-商標・プラットフォーム企業と知的財産権侵害への対応のための直通回線を開設

韓国知識財産処(2026.9.9.)

- K-商標保護に向けた官民協力体制の拡大に向けた「K-ブランド保護カンファレンス」の開催

知識財産処と約 30 社の K-商標および韓国国内外の主要プラットフォーム企業が協力し、オンライン上の知的財産権侵害に迅速に対応するための「オンライン IP 侵害対応ホットライン*」を開設する。

* 知識財産処・関連機関と、商標・プラットフォーム企業の知的財産担当者が、知的財産権侵害の疑いがある情報を迅速に共有し、被害救済などの後続措置について緊密に協議するためのコミュニケーション窓口

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、9 月 9 日(水)10 時、グランドメルキュール・インペリアルパレス・ソウル江南ホテルにて、K-商標保護のための官民協力体制の拡大に向けた「K-ブランド保護カンファレンス」を開催すると発表した。

今回のイベントは、K-商標保護に向けた政府・協会・団体・企業間の協力をさらに強化し、現場中心の保護エコシステムを構築するために企画された。知識財産処のチョン・ヨンウ次長をはじめ、韓国知識財産保護院のシン・サンゴン院長、K-商標保護官民協議会に参加する協会・団体、韓国消費者院、AIによる感情分析支援に参加する機関など、約 200 名が出席する予定だ。主なイベントとしては、▲K-商標保護の功労者への表彰 ▲韓国スポーツ産業協会・韓国アニメーション産業協会など新規の協会・団体との業務協定(MOU)の締結が行われる。

特に、▲韓国国内のオンライン上における知的財産権侵害に迅速に対応するための「オンライン IP 侵害対応ホットライン」を開設する。今後、知識財産処、韓国知識財産保護院および韓国消費者院を中核として、約 30 の商標の商標権者*と韓国国内外の主要プラットフォーム企業が、オンラインマーケットプレイスにおける正規品販売のエコシステム構築に向けて緊密に協力する予定だ。

* グダイグローバル、ザ・ファウンダーズ、LG 生活健康、ELCA 韓国、コスアルエックス、ハブアンドビー(化粧品)、ユハンヤンヘン(健康機能食品)、ロイビジュアル、サンリオコリア(幼児・児童用玩具)など

基調講演では、K-商標保護官民協議会の運営成果とAIを活用した鑑定支援事業を紹介し、△海外におけるオンライン模倣品の遮断 △海外での商標無断先取りの現状に関する詳細調査 △海外での類似商標出願を早期に通知する「K-ブランド守護者」サービスなど、海外におけるK-商標保護支援の成果を共有する。また、海外における韓流便乗行為への対応策や、最近全面改正され 2027 年から施行される中国商標法の主な内容も紹介する予定だ。

会場では、模倣品被害が多発している品目の正規品・模倣品の比較展示、AI を活用した正規品・模倣品鑑定支援の体験、偽 K-商標通報窓口のイベント、K-商標保護官民協議会の共同広報ショート動画コンテストの受賞作上映など、様々な関連イベントも併せて行われる。

韓国知識財産処のチョン・ヨンウ次長は、「K-商標の世界的な人気が高まるにつれ、模倣品や商標の無断先取りなど、知的財産権の侵害も多様化している」とし、「企業・協会・団体・オンラインプラットフォームなどとの官民協力を拡大し、AI などの新技術を積極的に活用して、韓国の輸出企業が海外市場で安心して成長できるよう、K-商標の保護体制を強化していく」と述べた。

3-6 韓国知識財産処、芸能事務所によるパブリシティ権、侵害への対応を本格化

韓国知識財産処(2026.9.15.)

- 9月17日(木)、「パブリシティ権保護協議体実務会議」を開催…侵害事例の共有・受付
- AIで実装した「デジタルレプリカ」への対応策も議論

知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、9月17日(木)16時30分、韓国知識財産センター(ソウル市江南区)のIPキャンパスにて、韓国国内の主要芸能事務所とともに「パブリシティ権保護協議体実務会議」を開催すると発表した。

※ 参加芸能事務所:CJ ENM、HYBE、JYP エンターテインメント、SM エンターテインメント、スターシップエンターテインメント、YG エンターテインメント(アルファベット順)

今回の実務会議は、「パブリシティ権保護協議体」の発足(2026.6.23)を通じて構築された官民協力体制を、実際の侵害事例の発掘や行政調査につなげ、AI技術の発展に伴い新たに現れる人格標識権(パブリシティ権)の侵害に対する対応策を模索するために設けられた。

パブリシティ権とは、著名人の氏名・肖像・音声など、人格標識が持つ経済的価値を保護する権利である。2022年6月に施行された「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」は、パブリシティ権の侵害行為を不正競争行為の一類型として規定し、行政調査や民事上の救済が可能となった。

パブリシティ権の侵害が疑われる場合、知識財産処は不正競争防止法に基づき行政調査を実施することができる。調査の結果、法違反が確認されれば、侵害行為の停止、侵害商品の廃棄、再発防止など、必要な是正措置を要求することができる。特に2024年8月に是正命令制度が導入されたことで、行政調査の執行力が一段と強化された。是正命令に従わない場合は、2,000万ウォン以下の過料を科される可能性がある。

今回の実務会議では、各芸能事務所が現場で確認したパブリシティ権の侵害事例や、対応過程で直面した問題点を共有する。オンラインECサイトやソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を通じた無断商品販売、著名な芸術家の肖像・氏名・音声を用いた広告やコンテンツ制

作など、主な侵害類型を検討し、知識財産処の行政調査と連携できる具体的な協力手順についても議論する予定だ。

- (事例 1) アイドルの氏名や肖像を無断で使用し、「〇〇着用」商品として宣伝や、「帽子、枕カバー、オーダーメイドの半袖シャツ」などの非公式グッズをオンライン取引サイトで販売する
- (事例 2) AI で加工した芸能人の音声によるカバー曲や AI 音楽などを制作や、これを許可なく芸能人の肖像(AI 加工を含む)と組み合わせて YouTube などに配信すること

また、実務会議では、AI を活用して実在の人物の顔・声・動作などをリアルに再現した「デジタルレプリカ」に対する対応策についても重点的に議論する。知識財産処は、AI 技術と産業の発展を阻害する画一的な規制よりも、他者の人格標識が持つ経済的価値を、公正な取引秩序に反する方法で無断使用する行為に焦点を当て、対応策を策定する計画だ。

※ デジタルレプリカ(digital replica) : AI などのデジタル技術を利用して、特定の人物の外見、声、行動特性などを実際と類似して再現したデジタル複製物

知識財産処のパク・ウィギュ不正競争調査チーム長は、「パブリシティ権侵害の規制条項と行政調査・是正命令制度が法執行の基盤であるならば、保護協議体は現場で発生した侵害事例を迅速に確認し、調査につなげる協力の基盤である」とし、「芸術家の顔や声などに蓄積された経済的価値を無断で利用して不当な利益を得る行為には、積極的に対応していく」と述べた。

知識財産処は今後も、パブリシティ権の保護協議体を定期的に運営しながら、侵害事例の確認から行政調査までの連携を強化し、デジタルレプリカなど新たな侵害類型に対する法適用基準や制度改善策を継続的に検討する予定だ。

知財活用・連携

4-1 アイデアと知的財産が成長資産となるイノベーション・エコシステムの構築

韓国知識財産処(2026.9.1.)

- ▲ (総支出)前年(6,308 億ウォン)比 798 億ウォン増、過去最大の増額
- ▲ (主要事業費)前年比 584 億ウォン増の 4,731 億ウォンを計上
- ▲ 母胎ファンド出資(+200 億ウォン)、知的財産による企業成長(+173 億ウォン)、海外特許の確保(+130 億ウォン)など

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、2027 年度予算案として 7,106 億ウォンを編成したと発表した。これは今年より 798 億ウォン(12.7%)増額したもので、過去最大規模の増額となる。知的財産の創出・活用・保護などに直接投入される主要事業費も、今年より 584 億ウォン(14.1%)増額した 4,731 億ウォンへと大幅に拡大した。

* 知識財産処の予算:(2026 年) 6,308 億ウォン → (2027 年予算案) 7,106 億ウォン (+798 億ウォン)

** 主要事業費:(2026 年)4,146 億ウォン → (2027 年予算案)4,731 億ウォン(+584 億ウォン、+14.1%)

知識財産処は、▲アイデア・知的財産の収益化、▲技術と知的財産の保護強化、▲地方主導型の知的財産エコシステムの構築、▲知的財産における AI 転換の牽引という 4 大分野に、来年度の投資を集中させる。

<(1) アイデア・知的財産が収益を生む社会を実現>

創造的なアイデアや知的財産を活用して収益を創出できる環境を整備する。コア特許が海外でライセンス収入を生み出せるよう、海外特許確保のための専用特化事業*を新たに推進する。さらに、革新企業の円滑な資金調達を後押しするため、母胎ファンドへの出資を再開し、民間投資を引き出す呼び水を拡大**する。特に、今回の母胎ファンドへの出資金により、海外収益化基金を拡大・組成し、知的財産の収益化に力を注ぐ予定である。

* グローバル技術覇権の源泉特許確保支援(R&D):(2027 年度予算案)130 億ウォン(新規)

** 母胎ファンドへの出資：(2027 年度予算案)200 億ウォン(新規)

また、中小企業の優れた技術が革新的な製品につながるよう、知的財産に基づく事業化支援を拡大*するとともに、知的財産取引専門官を増員(2026 年 22 名 → 2027 年 36 名)するなど、知的財産取引の基盤を強化**する。公的技術の民間活用を促進するため、大学・公的研究機関の技術移転機関(TLO)による知的財産の取引・事業化コンサルティングも新たに推進***する。

* 知的財産に基づく技術事業化戦略支援(R&D)：(2026 年)100 億ウォン → (2027 年予算案)251 億ウォン(+151 億ウォン)

** 知的財産取引支援：(2026 年)47 億ウォン → (2027 年予算案)64 億ウォン(+17 億ウォン)

*** 大学・公的研究機関の技術事業化組織(TLO)の段階別推進事業(R&D)：(2027 年予算案)27 億ウォン(新規)

<(2) 技術と知的財産を厳格に保護>

韓国企業の海外進出拡大に伴い、営業秘密などの技術流出リスクも高まっている中、韓国のコア技術の流出を事前予防するための体系構築に本格的に乗り出す。半導体や造船など主要産業分野ごとの分析により、技術保護が必要な中核分野を特定し、当該分野の企業の技術管理体制を診断して脆弱な要因を発掘し、カスタマイズ型の保護戦略を新たに提供する*。

* 超格差競争力強化に向けた技術流出遮断体系の構築：(2027 年度予算案)123 億ウォン(新規)

知的財産保護に向けた主要研究開発事業を初めて新設し、高度化する模倣品の流通や産業スパイ犯罪に先制的に対応するための核心技術の確保*に積極的に取り組む計画だ。また、K-商標の模倣品に対する海外での対応力を高めるため、インターポールなどとの国際捜査共助も開始**する。

* 知的財産保護技術開発(R&D)：(2027 年度予算案)25 億ウォン(新規)

** 模倣品の国際捜査共助：(2027 年度予算案)4 億ウォン(新規)

<(3) 知的財産で地方創生時代を開拓>

地方資産や特化産業を知的財産へと転換し、これを基盤とした若者の創業と成長を支援*する。地方資産を活用して新たな事業商品を掘り起こし、商標・デザインを開発して付加価値を創出できるようにするほか、地方の特化産業に基づく知的財産を活用して、若者が起業に踏み出せるよう、知的財産の視点からの事業化戦略や製品開発も総合的に支援する。特に、若者の創業を促進するため、出願費用など必要な知的財産サービスをタイムリーに提供する「若者向け知的財産バウチャー事業」も盛り込んで推進する。

* 知的財産に基づく企業成長支援：(2027 年度予算案) 173 億ウォン(新規)

また、これまで中部圏(KAIST)・東南圏(POSTECH)のみで実施されていた「次世代英才起業家教育」を西南圏まで拡大し、全国を網羅する次世代知的財産人材育成の基盤を構築する予定である。

* 次世代英才起業家教育：(2026 年) 2 校／14 億ウォン → (2027 年予算案) 3 校／21 億ウォン(+7 億ウォン)

〈(4) 知的財産における AI 転換 (AX) を牽引〉

知的財産行政全般への AI の導入を本格化させる。まず、迅速かつ正確な知的財産審査・審判サービスを実現するため、AI を活用した次世代特許検索システムを開発する計画だ。

* AI 特許検索システムの構築(情報化)：(2027 年度予算案) 43 億ウォン(新規)

これまで、出願や紛争などの知的財産情報は、その有用性に比べて専門性が高く、一般国民が活用するのは容易ではなかった。そこで、知的財産情報に対する国民のアクセシビリティおよび利便性を向上させるため、①知的財産情報検索サービス(KIPRIS)に AI ベースの要約・比較サービスを提供*し、②知的財産紛争情報を検索・加工する AI エージェントも新規開発**する。

* KIPRIS Easy 特許 AI エージェントの運用：(2027 年度予算案) 17 億ウォン(新規)

** 知的財産紛争情報に特化型 AI エージェントの開発：(2027 年度予算案) 21 億ウォン(新規)

知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「今回の予算案は、知識財産処の発足(2025 年 10 月)後に編成された初の予算案であり、知識財産処の新たなビジョンと政策が反映されている」とし、「本予算案は、特に政府の研究開発から創出された海外特許の収益化を積極的に後押しし、海外への技術流出の脅威から国家の先端戦略産業を徹底的に保護することに集中投入する予定だ」

と語った。また、「アイデアと知的財産が成長資産となる革新エコシステムを構築し、代替不可能な「大韓民国」の経済的大飛躍を牽引していく」と述べた。

一方、知識財産処の「2027 年度予算案および基金運用計画案」は、国会提出後、常任委員会・予算決算委員会の審議を経て、本会議での可決により 12 月に確定する予定だ

4-2 韓国知識財産処・産業通商部、企業の知的財産・技術競争力の強化に向け、全方位的な協力を推進

韓国知識財産処(2026.9.1.)

- R&D から知的財産権の確保、事業化、技術保護に至るまでの「全ライフサイクルにわたる協力体制」を構築
- 先端技術の覇権争いへの対応および製造業の人工知能転換 (AX) 政策における協力強化

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)と産業通商部(キム・ジョングァン長官)は、9月1日(火)17時、石炭会館(ソウル鍾路区)において、韓国企業の知的財産および産業技術の競争力強化に向けた業務協定(MOU)を締結したと発表した。

最近、半導体・AI などの先端技術分野を中心に国家間の技術覇権争いが激化するにつれ、韓国企業による知的財産の確保と技術保護の重要性がいつにも増して高まっている。これを受け、両機関は知的財産政策と産業政策を緊密に連携させ、関連事業間の協力を拡大することで、韓国企業の技術革新と成長を全方位的に支援することで一致した。

両部省は今回の協定で、▲知的財産と産業技術間の政策および事業の連携、▲産業技術の研究開発(R&D)と知的財産の連携強化、▲知的財産および産業技術に基づく事業化・活用の促進、▲知的財産に基づく経済安全保障および韓国国内外の知的財産侵害・紛争への対応、▲人工知能転換(AX)に関する政策協力など、主要な懸案事項について緊密に協力していく予定だ。

特に、今回の協定は、産業技術の R&D 段階から知的財産権の確保、事業化・活用、技術保護および紛争対応に至る「全ライフサイクルにわたる協力体制」を構築するという点で大きな意義がある。

具体的には、まず R&D 段階から知的財産戦略を結合し、産業 R&D の効率性を最大化する。また、コア技術に関する韓国国内外の知的財産権の確保を基盤に、技術取引と事業化を促進し、技術流出の防止や知的財産権侵害・紛争への対応も強化する計画だ。併せて、製造業における人工知能転換 (AX) など、新たな産業環境の変化にも共同で対応していく方針である。

これにより、韓国企業は産業技術をより効果的に開発し、確保された知的財産権を基にグローバル市場で安定的に収益を創出する一方、先進国の技術牽制や競合国の技術追撃にも効果的に対応できるようになり、国家的な知的財産と産業競争力が大幅に向上することが期待される。

産業通商部のムン・シンハク次官は、「先端産業の競争力を高めるためには、優れた技術を先んじて開発し、その成果が迅速に事業化されると同時に安全に保護されるよう支援することが重要だ」とし、「今回の協定を契機に、両省庁の政策と支援事業を緊密に連携させ、韓国企業の技術革新が国家競争力の強化につながるよう積極的に支援していく」と語った。

知識財産処のキム・ヨンソン長は、「企業がグローバルな競争力を備えるためには、韓国国内外の知的財産権を先んじて確保し、これを資金調達や紛争対応など事業化の過程で戦略的に活用することが不可欠だ」とし、「今回の協力で、韓国企業が強力な知的財産戦略を基盤に技術競争力を備え、成長できるよう、政策的な支援を強化していく」と述べた。

4-3 韓国知識財産処・韓国貿易協会が提携し、輸出企業の知的財産競争力を高める

韓国知識財産処 (2026.9.3.)

- 約 8 万社の貿易協会会員企業と知的財産支援を連結…官民協力による「一つのチーム」を構成
- 「K-商標」政府認証制度の広報・知的財産権の確保・紛争対応など 9 分野で協力

知識財産処(キム・ヨンソン処長)と韓国貿易協会(ユン・ジンシク会長)は、9月3日(木)15時、韓国貿易協会(ソウル市江南区)にて「K-ブランド政府認証制度*」の拡散など、輸出企業の輸出競争力強化および知的財産保護に向けた業務協定(MOU)を締結する。

* 政府が権利者である国家認証商標を世界73カ国に登録し、韓国企業がこれを使用できるようにする制度。国家認証商標が付された製品の偽物があった場合、政府が現地政府に対し直接捜査・取り締まりなどを要請する制度

近年、韓国企業の海外進出が増加するにつれ、知的財産の重要性も高まっている。海外市場で安定的に事業を展開するためには、特許・商標などの知的財産権を事前に確保し、自国の技術や商標を適切に守ることはもちろん、これを企業の成長と輸出に積極的に活用することが重要である。

両機関は、知識財産処の専門性と韓国貿易協会のインフラ・ネットワークの連携を強化し、輸出企業が現地で知的財産を先んじて確保・活用し、これを企業の競争力強化および成長につなげられるよう支援するため、業務協約を締結する。

両機関は、▲海外知的財産権の確保支援、▲「K-商標」政府認証制度の普及に向けた国内外での広報協力、▲偽「K-商標」通報窓口の広報および現場連携型教育、▲超高速審査による輸出企業の迅速な知的財産権化支援、▲知的財産に基づく国際企業の成長支援など、9つの分野で協力を推進する。

特に、両機関間に知的財産直通電話を設置し、機関ごとの担当部署の指定や協議体の構成など、協定が実質的に履行されるよう協力体制を構築し、企業が知的財産の問題を一括して解決できるよう支援する予定だ。

また、海外で急増しているK-商標における偽商品の問題を解決するため、知識財産処が導入した「K-ブランド政府認証制度」の普及に向けた機関間の協力も強化する。知識財産処は、K-商標政府認証制度の第1次参加企業を9月末までに選定し、国家認証商標のデザイン決定などが完了する10月から制度を本格的に施行する予定だ。韓国貿易協会は、優良輸出企業の参加を支援し、海外の消費者や購入者にK-商標政府認証制度を周知する計画だ。

韓国貿易協会のユン・ジンシク会長は、「韓国の輸出企業が海外市場で最も大きな困難に直面している分野が、まさに現地の知的財産権紛争だ」とし、「今回の協定を契機に、知識財産処と共に、輸出企業が国際市場で競争力を高められるよう積極的に取り組む」と語った。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「輸出企業にとって、知的財産の確保・保護・活用はもはや選択の問題ではなく、生存の問題だ」とし、「韓国の輸出企業が必要な技術や商標を適時に確保し、適切に保護しつつ、これを企業の成長と輸出の原動力として活用できるよう、貿易協会と共に現場で積極的に支援する」と述べた。

4-4 宝城(ボソン)緑茶・漢山(ハンサン)モシ…「地域の特産品」

韓国知識財産処(2026.9.7.)

- 知識財産処、地理的表示団体商標の「登録標章」の試験運用を実施(～12月31日)
- 消費者は登録商品を容易に確認し、権利者は登録事実を効果的に広報

宝城(ボソン)緑茶・利川(イチョン)陶磁器・漢山(ハンサン)モシなどは、地域の特性と名声を基に「地理的表示団体商標*」として登録され、商標権によって保護されている代表的な地域特産品である。しかし、消費者がこうした商品が地理的表示団体商標の登録商品であるかを容易に確認することは難しかった。

* 歴史的な名声や独自の品質を持つ地域特産品の商品名称を権利として保護し、地域経済の活性化および特産品の商品開発を図るための制度

知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、消費者がこうした登録商品を容易に識別でき、権利者が登録事実を効果的に周知できるよう、「地理的表示団体商標登録標章」(以下「登録標章」)を設け、9月7日(月)～12月31日(木)まで試験運用を行うと発表した。

新たに策定された登録標章は、大韓民国の山川を曲線で形象化し、地域特産品の地理的出所を表現したもので、商標権者からの意見聴取やデザイン専門家の諮問、選好度調査などを経て、8月に最終確定された。

登録標章の試験使用を希望する商標権者は、試験運用期間中に申請書を作成し、電子メールまたは郵便で提出すればよい。知識財産処は登録状況を確認した後、登録標章のデザイン書類と使用基準を提供する。詳細については、知識財産処のホームページで(www.moip.go.kr)の「お知らせ」―「告示・公告」欄で確認できる。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「地理的表示団体標章は、地域の自然環境と生産者の秘伝が蓄積された地域特産品を知的財産権として保護する制度」とし、「今回の登録標章が、消費者にとっては登録商品を容易に識別できる基準となり、権利者にとっては登録商品の差別化や広報に活用できる手段となり、地域特産品の信頼と商標価値の向上に貢献することを期待する」と述べた。

4-5 韓国知識財産処、韓国・フランス首脳会談を契機にフランス産業財産庁と覚書を締結

韓国知識財産処(2026.9.9.)

- 知識財産処、韓国・フランス首脳会談を契機にフランス産業財産庁と覚書を締結
- AI への転換への対応、知的財産の金融・事業化などの未来政策分野から模倣品対策まで、協力範囲を拡大
- 模倣品対策に関する政策対話、LVMH との面談など、知的財産の保護・法執行における実質的な協力を強化

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、9月8日(火)午後(現地時間)、フランス・パリのエリゼ宮で開催された韓国・フランス首脳会談を契機に、フランス産業財産庁(INPI、Institut National de la Propriété Industrielle)と「知的財産協力に関する覚書(MOU)」を締結したと発表した。

今回の覚書は、韓国・フランス国交樹立140周年を迎え、両国関係が「国際戦略的パートナーシップ」へと格上げされたことを契機に、両国間の知的財産協力も一段と高い水準へと発展させるために策定された。両機関は今回の覚書で、人工知能転換(AI)に対応した知的財産行政、知的財産の金融・事業化、人工知能(AI)関連の審査協力など、将来の政策分野はもちろん、模倣品対策などの知的財産保護・法執行分野に至るまで、協力を一層強化していくことで合意した。

同日午前、知識財産処のキム・ヨンソン処長は「韓国・フランス模倣品対策における政策対話」に出席し、フランス産業財産庁(INPI)、税関、国家模倣品防止委員会(CNAC)、フランス製造業者連合(UNIFAB)などと、両国の模倣品対策における政策や官民協力体制、オンライン模倣品への対応および執行の経験などを共有し、今後の協力策について議論した。特に、最近導入を推進中の「K-商標」国家認証制度を紹介し、同制度の広報と定着に向けてフランスと協力することに一致した。

続いて、フランス産業財産庁のパスカル・フォール(Pascal Faure)長官と知的財産長官会議を行い、AI による大変革への対応や、知的財産の保護・法執行協力など、覚書(MOU)のフォローアップ施策の実施計画について協議した。特に、フォール長官の WIPO 事務次長就任をきっかけに、WIPO との知的財産分野における協力もさらに拡大していくことにした。

* パスカル・フォール長官は、2026 年 10 月に世界知的所有権機関(WIPO)の著作権・クリエイティブ産業分野の事務次長(DDG)に着任予定

一方、キム処長は 9 月 9 日(水)午後(現地時間)、ルイ・ヴィトンのアニエール工房を訪問し、LVMH・ルイ・ヴィトンの知的財産関係者らと面会して、国際企業の知的財産保護戦略や模倣品対策の技術・事例を共有するとともに、官民協力による知的財産保護・法執行の強化策について協議を行う。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「知的財産は韓国企業の革新と成長を支え、国際競争力を高める中核的な基盤である」とし、「今回の両国首脳会談を契機に、フランスと将来の知的財産政策から保護・執行に至るまで、両国の政策経験と専門性を積極的に共有し、官民協力を強化することで、韓国企業の知的財産が海外でも適切に保護され、国際市場での競争力につながるよう後押ししていく」と述べた。

4-6 国家戦略技術に関する国際的な最新動向と特許情報を一目で把握

韓国知識財産処(2026.9.10.)

- NEXT 国家戦略技術体系に基づく主要国の政策・技術動向および特許分析情報を毎月提供

知識財産処(キム・ヨンソン処長)は 10 日、「NEXT 国家戦略技術*」体系の改編(2026 年 6 月)に伴い、韓国・米国・中国・日本・欧州など主要国の政策・技術・特許動向情報を盛り込んだ『国家戦略技術のグローバル技術動向と特許』を毎月発刊すると発表した。

* 10 大国家戦略技術(①人工知能(AI)、②先端ロボット・モビリティ、③次世代セキュリティ・ネットワーク、④半導体・ディスプレイ、⑤先端バイオ、⑥次世代電池、⑦宇宙航空・海洋、⑧革新・未来素材、⑨未来エネルギー・原子力、⑩量子)

「国家戦略技術のグローバル技術動向と特許」は、国家戦略技術に関連する主要国の政策・技術動向や、論点となる技術の特許分析情報を、企業・研究所などの研究開発(R&D)現場の研究者らに提供し、研究開発(R&D)の企画・実施における戦略策定を支援するとともに、最新技術に関する特許情報を容易に活用できるようにすることを目的としている。

「国家戦略技術のグローバル技術動向と特許」は、詳細な情報を提供するため、10 大国家戦略技術分野を 12 の細分分野*に区分し、6 分野ずつ 2 組に分けて隔月で情報を提供する。国際的な政策・技術の論点を整理し、主要な論点技術については、年度・国・出願人別の特許出願状況を併せて分析して収録する。

* ①人工知能(AI)、②先端ロボット・モビリティ、③次世代ネットワーク、④サイバーセキュリティ、⑤半導体、⑥ディスプレイ、⑦次世代電池、⑧先端バイオ、⑨宇宙航空・海洋、⑩革新・未来素材、⑪量子、⑫未来エネルギー・原子力

9 月号は、以下の 6 つの分野における論点技術に関する特許動向分析情報を掲載している。論点技術は、▲人工知能(AI)分野の「人工知能(AI)リスク防止・対応技術」 ▲先端ロボット・モビリティ分野の「ソフトウェア中心の自動車(AI・SDV)融合基盤の自動運転技術」 ▲次世代ネットワーク分野の「通信・センシング融合技術」 ▲サイバーセキュリティ分野の「ゼロトラスト*の内在化技術」 ▲半導体分野の「高集積 NAND 技術」 ▲ディスプレイ分野の「次世代 OLED 技術」である。

* ゼロトラスト:絶対に信頼せず、常に検証せよという意味で、毎回ユーザーとデバイスの身元を確認し、必要な権限のみを許可するセキュリティ方式

知識財産処のキム・イルギョ知識財産政策局長は、「国家戦略技術分野において、主要国の政策・技術動向や中核技術の特許情報を適時に提供し、研究者などが技術開発戦略を策定し、特許情報を活用する上で役立つようにしたい」と述べた。

一方、「国家戦略技術のグローバル技術動向と特許」は、知識財産処のホームページ*で誰でも自由に閲覧できる。

* ホームページ(moip.go.kr) > 冊子・統計 > 国家戦略技術のグローバル技術動向と特許

4-7 発明振興会と知的財産研究院が統合！ 政策立案と執行の連携により効率性向上

韓国知識財産処(2026.9.11.)

- 知識財産処、韓国発明振興会と韓国知識財産研究院の統合を推進
- 関連機関と緊密に連携し、段階的な実施案を策定、法改正などの手続きを進める

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、知的財産政策の推進を効率化し、研究機能と事業成果を向上させるため、韓国発明振興会(以下「振興会」と韓国知識財産研究院(以下「知財研」)の統合を推進する。

今回の統合は、9月3日(木)に発表された「公的機関の機能改革推進案」の一環として推進される。知的財産政策を効率的に推進するためには、現場の実際の政策ニーズが新規事業の推進や制度・事業の改善へと結びつくことが極めて重要である。

しかし、これまで振興会は企業や地方などの現場で知的財産政策を執行してきた一方、知財研は知的財産政策の策定を体系的に支える政策研究や分析業務を行ってきた。このため、知的財産政策の執行と政策策定の機能が互いに分離されており、効率的な運営には限界があった。

これに伴い、知識財産処は振興会と知財研を統合し、知的財産政策の執行と策定を有機的に連携させ、知的財産政策の現場対応能力を強化するとともに、政策サービスの質も向上させていく予定である。

韓国知識財産処は、振興会、知財研と緊密に連携し、機関統合の段階別実施計画の策定や法律改正などの手続きを滞りなく推進する計画である。

4-8 世界中の女性科学者たち、知的財産を通じて研究の価値を高める

韓国知識財産処(2026.9.14.)

- 知識財産処、世界知的所有権機関(WIPO)・ユネスコと共同で国際的な女性科学リーダーを育成
- ロレアル・ユネスコ女性科学者賞受賞者を招待し、知的財産リーダーシップコースを実施

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、9月14日(月)から18日(金)まで、ソウルおよび大田(テジョン)儒城(ユソン)区の国際知識財産研修院にて、「2026年 韓国・WIPO*・ユネスコ** 女性科学者知的財産(IP)リーダーシップコース」を開催すると発表した。

* WIPO: 世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization)

** UNESCO: 国際連合教育科学文化機関(United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)

この研修コースは、ロレアル・ユネスコ女性科学者賞*の受賞者を対象に、2018年から世界知的所有権機関(WIPO)とユネスコ(UNESCO)が女性科学者の知的財産能力強化のために運営してきたものであり、2024年からは韓国知識財産処が共同で運営している。

* 女性科学界の人材拡充および指導力の強化を目的として、ロレアルとユネスコが共同で授与しており(1998年～)、これまでにノーベル科学賞を受賞した女性25人のうち7人が本賞を受賞している

今年は、2026年のロレアル・ユネスコ女性科学者賞国際賞*の受賞者(Laureates)**であるラケル・チャン博士、フェリス・ジャッカ教授、リズル・ジュルケ教授など、韓国国内外の優秀な女性科学者20名が参加する予定である。

* 毎年、科学の発展に貢献した著名な女性科学者5名(各大陸から1名)に授与され、隔年で「生命科学および環境科学」または「物理学、数学およびコンピュータ科学」の分野で行われる(今年は生命科学および環境科学分野)

** 中南米およびカリブ海地域の受賞者であるラケル・リア・チャン博士 (Raquel Lia Chan、農業バイオテクノロジー)、アジアおよび太平洋地域の受賞者であるフェリス・ジャッカ教授 (Felice Jacka、栄養精神医学)、アフリカおよびアラブ地域の受賞者であるリズル・ジュルケ教授 (Liesel Zühlke、小児心臓学)

今回のコースは、研究成果の効果的な保護と活用に必要な知的財産能力の強化を目標に、▲研究機関の知的財産管理および活用戦略 ▲研究成果の知的財産権化および価値評価 ▲投資誘致プレゼンテーションおよび知的財産使用权交渉の実習などで構成された。

特に、昨年のコース満足度調査で寄せられた「実習の拡大」という意見を反映し、基礎理論の講義を事前のオンライン教育として編成し、対面コースは参加者が直接参加する実習を中心に構成した。併せて、高い満足度を示した小グループでの相談も強化し、参加者ごとに異なる研究分野や各国の知的財産環境に合わせた実践的なアドバイスを、韓国の弁理士から受けられるようにした。

参加者たちは韓国生命工学研究院 (KRIBB) を訪問し、技術事業化センターやバイオベンチャーセンター、研究室などを視察しながら、研究成果が知的財産を基盤として技術移転・起業などの事業化へとつながる過程を現場で確認する予定だ。

また、基礎科学研究院 (IBS) では、韓国国内の研究者らと共に、研究・知的財産の公開討論会を開催する予定だ。2026 年のロレアル・ユネスコ女性科学者賞国際賞受賞者 3 名が研究成果を発表し、基礎科学研究院では研究成果の知的財産権化・価値創出戦略を紹介する。これにより、韓国国内外の研究者たちが互いの経験と知識を共有し、今後の交流と協力の基盤を築くことを目指す。

韓国知識財産処のソン・ソンホン国際知識財産研修院長は、「今回のプログラムが、世界中の女性科学者たちが研究の初期段階から知的財産を戦略的に活用し、優れた研究成果を実質的な価値へと結びつける一助となることを期待している」とし、「今後も WIPO、ユネスコなどの国際機関と協力し、女性科学者の知的財産能力の強化と国際的なリーダーシップの拡大を積極的に支援していく」と述べた。

4-9 K-知的財産の情報化、キルギスとカスタマイズ型の協力に乗り出す

韓国知識財産処(2026.9.8.)

- キルギス科学高等教育革新部の次官らが韓国を訪問
- 韓国の知的財産情報化の経験および AI の活用事例を共有

知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、9 月 7 日(月)から 11 日(金)まで、政府大田庁舎(大田市西区)および韓国特許情報院(ソウル市江南区)にて、リラ・スライマノヴァ (Ms. Lira Sulaimanova) キルギス科学高等教育革新部の次官や部署長など関係者 7 名を招待し、知的財産情報化能力強化のための招待研修を実施する。

今回の招待研修は、知識財産処が推進する海外情報化相談事業の一環として、韓国の知的財産行政方式の海外進出と、両国間の知的財産情報化協力の基盤を強化するために設けられた。

招待研修は、情報化相談会議、知的財産政策および行政方式に関する講演、先端技術の開発・活用現場への視察などで行われる。

知識財産処は、知的財産データの管理や行政方式の運営経験、知的財産分野における AI モデルの研究や行政業務への活用事例などを紹介し、キルギス側からは自国の情報化の現状や改善が必要な分野が共有される。これを踏まえ、韓国の専門家たちは改善課題と優先順位を共に検討し、今後のシステム発展の方向性について助言を行う。

また、キルギス代表团は 9 月 8 日(火)に政府大田庁舎を訪問し、知識財産処のチョン・ヨンウ次長と懇談し、知的財産情報化分野における協力拡大の方向性について議論する。

このほか、代表团は知的財産に対する認識向上政策や、中小企業・スタートアップのための知的財産権連携研究開発(IP-R&D)支援戦略を視察し、現代モータースタジオと LG サイエンスパークを訪問して、未来の交通手段、AI およびロボットなどの先端技術の開発・活用現場を見学する予定だ。

知識財産処は、海外の知的財産機関とデジタル行政の経験を共有し、協力の範囲を拡大するため、国別の情報化相談や招待研修を継続的に推進しており、昨年のもロッコに続き、今年はキルギスを対象に研修を実施し、K-知的財産情報化の国際的な普及を続けている。

知識財産処のチョン・ヨンウ次長は、「今回の研修は、韓国が蓄積してきた知的財産情報化の経験と AI の活用事例を共有し、キルギスの知的財産行政の発展方向を共に模索する意義深い場だ」とし、「今後も各国の行政環境やニーズに合わせた実質的な情報化協力を継続していく」と述べた。

会議・イベント・研修

5-1 人工知能(AI)×知的財産(IP)、技術革新の公式を書き換える

韓国知識財産処(2026.9.2.)

- 知的財産情報の活用から企業の経営戦略まで、PATINEX 2026 が開催
- 2026 年 9 月 2 日(水)～9 月 3 日(木)、チャムシルロッテホテルワールド

知識財産処(キム・ヨンソン処長)が主催し、韓国特許情報院(カン・ビョンサム院長)が主管する韓国最大規模の知的財産情報博覧会「PATINEX* 2026」が、9 月 2 日(水)～3 日(木)までロッテホテル・ワールド(ソウル市松坡区)で開催される。

* PATent INformation EXpo

今年で 22 回目を迎える PATINEX は、急速に変化する技術と産業の動向を見据え、知的財産情報を活用することで価値創出戦略を共有する国際博覧会である。本イベントは「AI 時代、IP で完成させる」をテーマに、国内外の専門家による講演や知的財産情報サービス企業の展示を開催することで、AI を活用した知的財産の創出・活用から企業の経営戦略まで幅広く取り上げる。

9 月 2 日には、UNIST のイ・セドル特任教授による「知識の融合:独自の知的財産を完成させる方法」と題した基調講演を皮切りに、Google Cloud、LG CNS、韓国科学技術情報研究院(KISTI)など、国内外の専門家たちが人工知能技術と知的財産の体系転換をテーマに、様々な発表を行う。

これと併せて、知的財産情報への関心を高め、新たなビジネスモデルの発掘を支援するため、4月に開催された「知的財産データ活用創業コンテスト」の受賞者*に対する授賞式も行われる。

* 株式会社イーコード(最優秀賞)、キュア IP 研究所、False Patent Cleaner(優秀賞)、(株)ベリーノード、スペースクラウド(奨励賞)

9月3日には、キヤノン、サムスン SDS、GS カルテックス、現代オートエバーなど、国内外企業の専門家が参加し、人工知能と知的財産情報を活用した経営戦略をテーマに、知的財産・ソフトウェア資産管理から企業の AI 転換 (AX) に至るまで、様々な事例を紹介する予定だ。また、世界知的所有権機関 (WIPO) や日本特許庁 (JPO) の関係者による発表を通じて、AI 時代の知的財産情報に関する国際的な動向や政策の方向性についても確認することができる。

さらに、知的財産行政情報化事業の一環として韓国を訪問中のウズベキスタン実務研修団もイベントに参加し、韓国企業の優れた知的財産情報サービスを直接体験するとともに、人工知能・知的財産情報の活用および関連産業の最新動向に対する理解を深める予定だ。

講演に加え、韓国国内外の 30 の機関・企業が参加する展示・ビジネススペースも運営される。参加者は展示ブースで多様な知的財産情報サービスを直接体験し、サービス企業と需要者間のビジネスミーティングを実施し、サービスの導入や業務協力など、様々なビジネスチャンスを探ることができる。

知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「AI が技術革新の速度と方法を変えつつある今、知的財産情報は技術と市場の流れを読み取り、機会を発見するための重要な出発点だ」とし、「今回の博覧会により、AI と知的財産情報が出会い、互いの価値を高め合い、韓国の技術とアイデアが知的財産として花開き、成長と飛躍を支える礎となることを期待している」と述べた。

なお、本博覧会に関する詳細は、PATINEX のウェブサイト (<https://patinex.org>) で確認でき、会場での登録により無料で展示会場を見学することができる。

5-2 国家知的財産委員会、「第7期専門委員会 政策課題総合発表会」を開催

韓国知識財産処(2026.9.2.)

－ 第7期専門委員会の研究成果の共有および5分野の政策課題の発表

国家知識財産委員会(以下「知財委」)は、9月2日(水)午前10時30分、エルタワー(ソウル市瑞草区)6階のグレースホールにて、「2026 知的財産週間」の最初のイベントとして、「第7期専門委員会政策課題総合発表会」を開催する。

今回の発表会は、第7期専門委員会の活動を終えるイベントとして、5つの分野の専門委員会(創出、保護、活用、基盤、新知的財産)における研究成果を共有するために設けられた。これまで、5つの専門委員会(創出、保護、活用、基盤、新知的財産)が、最近の環境変化に応じて議論を提起している主要な知的財産政策課題に関する研究成果を共有する場である。

イベントでは、今後5年間(2027年～2031年)の国家知的財産ビジョンと戦略を盛り込んだ「第4次国家知識財産基本計画 政策方向(案)」を紹介し、5つの専門委員会が研究した政策課題の発表と質疑応答が行われる。

専門委員会の分科会ごとの発表テーマは、▲(創出)国際協力研究開発事業における知的財産の課題と制度改善案、▲(保護)技術流出防止のためのガバナンスおよび政策提案、▲(活用)IPデータキュレーションに基づく事業化支援体制の構築、▲(基盤)ISO 56005に基づく知的財産経営革新活性化政策、▲(新知的財産)国家研究データの共有促進および成果活用の調和に向けた制度的方策である。

すべての発表セッション終了後には、「知的財産関係者ネットワーキング」が設けられ、専門委員および知的財産分野の専門家間の交流の場も設けられる予定だ。

知的財産戦略企画団のイ・チュンム団長は、「今回の発表会は、第7期専門委員会が各分野で発掘した政策課題と、深く研究してきた成果を共有する意義深い場である」とし、「専門委員会が提案した多様な政策課題が知的財産政策において議論されるよう、関係省庁と共に努力していきたい」と述べた。

一方、「2026 知的財産週間」は、「知的財産が代替不可能な大韓民国」をスローガンに、9 月 2 日から 4 日まで開催される。9 月 2 日の「第 7 期専門委員会政策課題総合発表会」を皮切りに、9 月 3 日には「国家知識財産ネットワーク(KIPnet)カンファレンス」、「地域知的財産政策責任官会議」、9 月 4 日には「第 9 回知的財産の日記念式典」などが行われる予定だ。

5-3 知的財産取引、市場中心の体制へ転換

韓国知識財産処(2026.9.2.)

- 知識財産処、需要・供給・仲介・投資の主体が一堂に会した深層大討論会を開催(9 月 2 日)

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、9 月 2 日(水)15 時、ノボテル・アンバサダー江南(ソウル市江南区)にて、知的財産(IP)取引の活性化策を模索するための「知的財産取引に関する詳細な大討論会」を開催すると発表した。今回の討論会には、需要企業、供給機関(大学・公的研究機関)、仲介機関・投資機関など、合計 30 名余りが参加する。

これまで韓国では、年間 10 億ウォン以上の技術料収入を達成する公的研究機関が着実に増加(2007 年)10 機関 → (2024 年)53 機関)するなど、知的財産取引の量的成長を続けてきた。また、民間部門では製薬・バイオ企業の大型国際契約に支えられ、昨年、製薬・バイオ分野の技術輸出規模が 20 兆ウォンを突破するなど、目覚ましい成果を収めた。

しかし、こうした成果にもかかわらず、知的財産取引市場は依然として、供給技術と市場が求める技術のミスマッチ、取引専門家の不足、関連規制などを理由に、活性化が遅れているとの指摘が続いてきた。実際、2024 年の韓国の大学・公的研究機関の技術移転収入は 2,780 億ウォンであり、米国の 1 つの大学(ペンシルベニア大学、6,395 億ウォン)にも及ばないのが実情だ。これを受け、知識財産処は知的財産取引のエコシステムを徹底して「市場」中心に再編することを決定し、現場の声をヒアリングする場を設けた。

この日の討論会では、「知的財産取引、市場に答えを見出す」というテーマのもと、▲仲介システムの効率化、▲市場の需要に基づく優良な知的財産の創出、▲不合理な規制の改善、▲国内

外の取引市場の拡大などが深く議論される予定だ。知識財産処は、今回の討論会で集められた問題点や政策提言を、今後の政策方針の策定に積極的に反映させる方針だ。

知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「知的財産取引が企業の成長動力の確保と国富の創出につながるためには、徹底して市場と需要者中心の体制へと転換しなければならない」とし、「民間人材が市場で自発的に活動できる基盤を固め、韓国の優れた特許が国際舞台で正当な価値を認められるよう、政策の力を集中させる」と述べた。

5-4 「2026 年国家知的財産ネットワーク(KIPnet)カンファレンス」の開催

韓国知識財産処(2026.9.3.)

- 知的財産(IP)の価値実現とグローバルな保護戦略を議論

大統領直属の国家知識財産委員会(以下「知財委」)は、9月3日(木)午前9時、エルタワー(ソウル市瑞草区)にて、「知的財産(IP)の価値実現とグローバル保護戦略」をテーマに「2026 年国家知識財産ネットワーク(KIPnet)カンファレンス」を開催した。

* KIPnet:知的財産に関連する政府・公的機関・産業別団体・大学などが参加し、政策を提言し、協力を促進する官民の知的財産政策協議体(2012 年発足)

2026 年知的財産イベント週間(9月2日～9月4日)と連携して開催された今回のカンファレンスは、知的財産委員会の KIPnet 傘下 3 つの分科会(IP 創業・収益化・通商)の研究成果を共有し、官民間のコミュニケーションを強化するために企画された。

イベントは、知識財産戦略企画団イ・チュンム団長の開会の挨拶と、韓国特許戦略開発院ユン・ビョンス院長、韓国特許技術振興院イム・ヨンヒ院長の祝辞で始まった。続く基調講演では、世界 IP ハブ国家実務特別委員会パク・ソンピル委員長が、技術覇権の時代における知的財産に基づく国家競争力の向上およびグローバル IP 保護戦略を提示した。

続いて行われたセッションでは、IP 創業を通じた知的財産の価値創出、無形資産の金融エコシステムの構築、グローバルな侵害対応を網羅するテーマ発表が、KIPnet の各分科会に実施された。

・ IP 創業分科会:「IP 創業の全ライフサイクル支援体制の高度化策」をテーマに、創業初期のアイデア検証から特許出願、技術移転および事業化に至るまでの段階別カスタマイズ型支援プログラムを連携させ、IP 支援インフラを一つに統合する支援体制の構築案を発表した。

・ IP 収益化分科会:「無形資産金融市場の構築に向けた IP-STO (トークン証券)活用戦略」をテーマに、優れた知的財産の将来価値を基盤としてトークン証券 (STO)を発行し、停滞している無形資産金融市場に流動性を供給するとともに、民間投資を活性化させる戦略を提示した。

・ IP 通商分科会:「海外における知的財産権侵害への対応およびワンストップ支援体制の構築案」をテーマに、グローバル市場で深刻化する韓国企業の知的財産権の偽造・侵害被害を予防し、現地の法律相談および紛争対応を単一窓口で迅速に支援する体制の整備案を発表した。テーマ発表の後には、KIPnet の総括分科委員長が座長を務め、発表者および学界・産業界の関連専門家など合計 7 名が参加する統合パネルディスカッションが行われた。

知識財産戦略企画団のイ・チュンム団長は、「グローバルな技術覇権争いが激化する状況において、知的財産は国家の安全保障であり、経済革新の中核となる資産である」とし、「今回のカンファレンスで議論された知的財産を活用した起業、金融、海外保護戦略が実際の政策や産業現場に反映され、大韓民国が『グローバル知的財産強国』へと飛躍できるよう、継続的に支援していく」と述べた。

5-5 地域資産・地域ブランドを知的財産へと転換し、地域の成長の原動力とする

韓国知識財産処 (2026.9.3.)

- 知財委、2026 年地域知的財産政策責任官会合を開催 (9 月 3 日)

大統領直属の国家知識財産委員会 (以下「知財委」)は、「2026 年知的財産週間イベント」(9 月 2 日～4 日)期間中の 2 日目である 9 月 3 日 (木)15 時 30 分、エルタワー (ソウル市瑞草区)のライラックホール (5 階)にて、「2026 年地域知的財産政策責任官*会合」を開催すると発表した。

* 「知識財産基本法」に基づく関係省庁の局長級および市・道の 3 級以上の公務員

今回の会合は、地域資産・地域ブランドを知的財産に転換し、地域の成長エンジンを育成するための中央・地方間の政策連携の場として、毎年定期的に開催されている。会合で提案された議題については、地域資源の発掘・権利化にとどまらず、ブランディング・事業化・販路開拓・投資連携など、地域知的財産(IP)の価値創出体制の確立に向けた省庁・自治体間の協業策について集中的に議論する予定だ。

今回の会合には、知識財産委員会イ・チュンム知識財産戦略企画団長をはじめ、17 の市・道の知的財産政策責任官と実務担当者、知識財産処(以下「知財処」、行政安全部(以下「行安部」)などの中央省庁の担当者、そして優良事例を持つ自治体や民間企業などが出席し、イベント紹介(イ・ソンウ企画総括課長)と挨拶(イ・チュンム戦略企画団長)、記念撮影に続き、地域の現場での経験や政策課題を取り上げる5つのテーマによる発表が行われる。

テーマ発表は、▲ ソン・ヒョンギョ チーム長(行政安全部 村企業チーム)による「地域経済の活性化に向けた村企業事業の成功事例」、▲ イ・ソンウ 課長(知識財産委員会 企画総括課)による「地域資源の高付加価値 IP 化と成功事例および限界」、▲ イ・ジェヒョン 室長(小規模事業者振興公団)による「知的財産に基づく地域小規模事業者の成長支援政策」、▲ イ・ジェホン 教授(済州大学)による「商標ビッグデータに基づく済州地域のブランディング事例」、▲ カン・ウォンギル課長(知識財産処 地域知的財産課)による「地域知的財産ガバナンスと企業支援政策の方向性」の順で行われ、発表後には自由討論が行われる。

[地域経済の活性化に向けた村企業事業の成功事例－行政安全部 ソン・ヒョンギョ村企業チーム長]

ソン・ヒョンギョチーム長は、地域住民が地域資源を活用した収益事業を通じて、所得・雇用の創出と共同体の活性化に貢献する村単位の企業(地域性・共同体性・公的性・企業性の4大要件を満たすもの)を紹介し、現在17の市・道で1,727社が運営されており(2025年末時点)、売上高約3,000億ウォン・雇用14,000人規模、2026年度予算53億ウォンの育成事業の概要と、成長段階別(新規5,000万～高度化2,000万ウォン)のインセンティブ支援体制を説明し、①済州ムルンウェガッチプ(農産物セットのブランド化、約50農家の年間売上高14.8億ウォン)、②京畿道オサンのチャンダリ・マウル共同体(豆腐の製造工法により年間売上高30億ウォン、朝鮮ホテル・百貨店・給食市場への進出)、③慶尚北道義城の青年村企業「ハントル」(在来種の韓紙型ニンニク種子事業・契約栽培により55農家と共生、年間売上高16.7億ウォン)を成功事例

として提示し、年間 200 億ウォンのニンニクローヤリティを目指す地域の青年農家たちにスポットライトを当てる。

[地域資源の高付加価値 IP 化の成功事例と限界 - 知識財産委員会のイ・ソンウ 企画総括課長]

イ・ソンウ課長は、強力な知的財産保護が地域経済の好循環の基盤であるという前提のもと、2010 年から 2023 年にかけて韓国の 22 万 8,617 社の企業を分析した結果、知的財産の保有数が 1 件(18.9%)から 3 件(32.7%)に増えるにつれ、従業員 1 人当たりの売上高増加率が、保有件数が 1 件(15.4%)から 100 件以上(50.3%)に増えるほど売上高増加率が高まるという点を提示し、続いて 6 つのモデルごとの成功事例*と限界について論じた。中核的な問題として、認知度のみが高く、実際の地域産原料の使用比率が低い「地理的ブランドのパラドックス」を指摘し、原産地連携の義務化・利益共有制・認証の細分化とともに、パルミジャーノ・レッジャーノ、ゾーリンゲンナイフ、今治タオルなどの海外事例を挙げ、「地域 IP が地域経済を活性化させる『IP 年金』となる収益構造の革新案」を提案した。

* ①大手企業・地域コミュニティの共生協力(チャンウォンのコチュジャン、ポソンの緑茶、ウイソンのニンニク)、②プレミアムの証明・認証(ジンアンの紅参、フェンソンの韓牛、ヘナムのサツマイモ)、③6 次産業の融合型ツーリズム(ポソンの緑茶畑、イチョンのイエスパーク、チェジュのオソロロク)、④グローバル K フード基準(シンアン・ソチョン海苔)、⑤都市ファンダム・ブランディング(テジョン・ソンシムダン、ジンジュ・ハモ、プサン・ブギ)、⑥R&D バイオ高度化(GUMSAN・高麗人参、コフン・ユズ、ヨンドン・ワイン)

[知的財産に基づく地域小規模事業者成長支援政策 - 小規模事業者市場振興公団のイ・ジェヒョン 室長]

イ・ジェヒョン室長は、小規模事業者を恩恵的な福祉の対象ではなく経済成長の主体として再定義し、生存中心から成長・革新中心へと転換することで、地域の自然・文化資産を活用した「ローカル創業小規模事業者」に対し、創業(みんなの創業)・成長(強い小規模事業者・ローカルアンカー企業)・飛躍(民間投資 LIPS・グローバル・技術革新)の 3 段階に分けてきめ細かく支援する政策として、チェジュの「クエルメダル」、コチャンの「バンソク産業」(売上高 104%増)、チュンチョンの「アイランド」(77%増)、プサンの「バイビ」(86%増)などの成功事例を紹介する。

[商標ビッグデータに基づく済州地域のブランディング事例 - 済州大学のイ・ジェホン教授]

イ・ジェホン教授は、チェジュ島の商標ビッグデータ(約 2 万件)の分析により地域ブランディング戦略を導き出した研究を行い、商標出願が第 29 類(食品原料)→第 43 類(宿泊・外食、観光ブーム)→第 35 類(流通・プラットフォーム、コロナ禍以降)へと構造転換された流れと、GI(地理的表示)登録品目ごとの商標出願効果(ソンジュ)マクワは総収入 2,700 億→6,200 億ウォン、農家当たり 1.6 億ウォン)を分析し、チェジュの水産・農産・林産・薬草・サービス資源が GI・団体商標・特許と結びついて第 6 次産業化された事例*を提示し、結論として、地域資源とプラットフォーム企業(カカオ・シンファワールド・ザボンコリア・オソルロク)そして知的財産権化が結びついたとき、地域を代表するブランドが全国・グローバルへと拡散すると提言している。

* 柑橘酒の国有特許を活用し、「ミサン」がモンドセレクション金賞を受賞、小規模事業者の知的財産創出により売上高が 30～210%成長

[地域の知的財産ガバナンスと企業支援政策の方向性 - 知識財産処のカン・ウォンギル 地域知的財産課長]

カン・ウォンギル課長は、全国 26 カ所の地域知識財産センター(224 名、年間 320 億ウォン台の予算)、5 極 3 特総合支援センターの構築(2026 年:インチョン・クアンジュ・プサン～2028 年:カンウォン・ジョンブク・チェジュ)、標準条例案、地方政府合同評価の新規指標(条例制定率・専任機関の指定など)を通じて地域知的財産ガバナンスを確立し、「IP ディディムドル」→「IP ナレ」→「緊急支援」→「グローバル IP スター」へと続く成長の階段(～2026)や、2027 年の新規事業(企業当たり最大 8,000 万ウォンの IP 戦略パッケージ(一般・郷土)、年間 800 社・1 社あたり 500 万ウォンの「青年 IP バウチャー」)で若者の起業と地域企業の成長を支援し、「ダングン」(売上高 953%増)・アルテオジェン(143%増)・SOS ラボ(KOSDAQ 上場)・ファンゴン食品(43%増)などの事例を提示する。

その後、発表者と 17 の市・道の知的財産政策責任官が参加する自由討論(40 分)を行い、地域の IP 政策推進の経験や現場の課題を共有し、会合終了後には晚餐会が続く。出席者たちは翌日(9 月 4 日)に開催される第 9 回「知的財産の日」記念式にも出席し、知的財産の価値普及に向けて意気込みを合わせる予定だ。

知識財産戦略企画団のイ・チュンム団長は、「地域資産と地域ブランドの知的財産化が、地域経済の活力を支える中核的な原動力だ」とし、「今回の会合が、中央と地方間の政策連携を強化し、

地域ごとに特色ある IP 価値創出の仕組みを広め、共有するきっかけとなることを願っている」と述べた。

5-6 第 9 回知的財産の日(9 月 4 日)の記念式を開催

韓国知識財産処(2026.9.4.)

- AI 時代の知的財産政策を牽引する「第 8 期国家知識財産委員会民間委員」を委嘱

大統領直属の国家知識財産委員会(共同委員長:ハン・ソンスク国務総理、ケ・スンギョン民間委員長、以下「知財委」)は、9 月 4 日(金)午前 11 時、エルタワー(ソウル市瑞草区)のグレースホールで「第 9 回知識財産の日」記念式を開催した。

「知識財産の日」は、現存する世界最古の金属活字本である韓国の『直指心体要節』がユネスコ世界記録遺産に登録された 9 月 4 日を法定記念日*として指定したもので、2018 年の第 1 回記念式を皮切りに、今年で第 9 回を迎えた。

*「知的財産基本法」第 29 条の 2(知識財産の日) ① 知的財産の創出・保護および活用に対する国民の理解と関心を高めるため、毎年 9 月 4 日を「知識財産の日」とする。

この日の記念式には、国家知識財産委員会のケ・スンギョン民間共同委員長、知識財産処のキム・ヨンソン処長、知識財産団体総連合会のウォン・ヘヨン共同会長、国会議員のキム・ソンウォン(国民の力、産業通商資源中小ベンチャー企業委員会委員長)、パク・ボムゲ国会議員(共に民主党、第 22 代国会世界 IP ハブ国家推進委員会共同委員長)、チェ・スジン国会議員(国民の力、国民の力院内首席報道官)、文化体育観光部、中小ベンチャー企業部などの関係省庁、知的財産関連機関のトップおよび関係者など、約 300 名が出席した。

ハン・ソンスク国務総理(知的財産委員会共同委員長)は、映像による記念演説で「創造的なアイデアが強力な知的財産へと生まれ変わり、代替不可能な大韓民国を牽引している」とし、「政府は AI 時代にふさわしい知的財産のエコシステムを構築し、国際標準を主導するとともに、K-コンテンツ IP の好循環構造を確立して、皆さんのアイデアが大韓民国の競争力となり、世界の標準となるよう共に尽力する」と強調した。

チョ・ジョンシク国会議長はビデオ祝辞で、「今や知的財産は個人の達成を超え、国家の競争力を左右する資産となった」と強調し、「創造的なアイデアが適切に保護され、その成果が創作者に正当に還元される時、それが大韓民国の未来を切り開く力となるだろう。国会も、知的財産の価値が尊重される社会づくりに積極的に協力していく」と誓った。

知識財産処キム・ヨンソン処長は祝辞で「グローバルな技術覇権競いという険しい山を登る大韓民国のイノベーターたちの頼もしい『シェルパ (Sherpa) 』となる」と強調し、「苦労して確保した知的財産が、技術窃取や紛争の脅威によって失われないよう盾となり、果敢な規制改革を通じて投資や輸出、雇用創出につながるよう積極的に支援する」と語った。

主要来賓による祝辞に続き、本イベントでは「国家知識財産委員会第 8 期民間委員委嘱式」が行われた。

まず「国家知識財産委員会第 8 期民間委員委嘱式」では、政策経験と専門性を兼ね備えた学界、研究界、産業界、法曹界のトップクラスの専門家 19 名が、第 8 期の新規民間委員として委嘱された。今回委嘱された民間委員たちは、今後 2 年間、知的財産の創出・活用・保護体制の先進化に向けた政府の知的財産主要政策および計画を調整・審議し、その推進状況を点検・評価することになる。

知識財産委員会のケ・スンギョン民間共同委員長は「AI や K-コンテンツ、先端技術が新たな市場を創出する転換期において、知的財産を活用して国家の革新能力を一つに結びつけていく」という。また、「韓国の知識と創造性が正当な価値として認められ、優れた知的財産が投資や輸出につながり、世界をリードする『代替不可能な大韓民国』を築く上で、第 8 期国家知識財産委員会が頼もしいパートナーとなる」と強調した。

5-7 韓国知識財産処・大韓商工会議所、「企業が知っておくべき技術と知的財産の中核保護戦略」説明会を開催

韓国知識財産処(2026.9.8.)

知識財産処・大韓商工会議所、「企業が知っておくべき技術と知的財産の中核保護戦略説明会」を開催(9月8日)

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、大韓商工会議所(チェ・テウォン会長)と共同で、9月8日(火)13時30分、大韓商工会議所(ソウル中区)にて「企業が知っておくべき技術と知的財産の中核保護戦略説明会」を開催した。

この説明会は、企業の技術セキュリティおよび知的財産の保護、知的財産権侵害への対応能力強化を目的として開催され、知識財産処をはじめ、知的財産権・技術セキュリティ分野の専門家や企業関係者約100名が出席した。

国家情報院によると、2021年から2026年6月までの産業技術の海外流出は合計118件に達し、このうち国家コア技術の流出は35件にのぼる。国家の技術安全保障を脅かす技術流出犯罪が継続的に増加していることから、韓国企業の先んじた対応戦略の策定が急務であるとの指摘がある。

説明会で知識財産処は「技術流出・窃取に効果的に対応するため、今年6月に『技術流出特別司法警察課』など3課を新設し、技術警察官を従来の27人から61人に拡充した」とし、「技術犯罪摘発のゴールデンタイムを確保して韓国の技術安全保障を強化し、韓国企業の圧倒的な競争力を守っていく」と述べた。

アイデア・情報の窃取に対応するための行政調査制度の紹介も続いた。「民事・刑事手続きだけでは、技術窃取による被害を迅速に救済するには限界がある」とし、「不正競争行為に対する行政調査は、技術保護の死角を解消できる効果的な手段であるだけに、技術情報を含むアイデアの窃取や情報の不正使用が疑われる場合には、積極的に活用する必要がある」と述べた。

法務法人ジピョンのチェ・ジョンギョ弁護士は、「技術流出・知的財産権侵害の事例と最近の判例動向」と題した発表で、「企業は、特許出願、営業秘密の分類および表示、産業技術認証など、技術流出への対策を多角的に講じる必要がある」とし、「経歴社員を採用する際には、前職企業の営業秘密の返還および削除の要求、可搬型記憶媒体の使用禁止など、社内のコンプライアンス監視体制の構築が不可欠だ」と強調した。

韓国産業技術保護協会のパク・ヘインチーム長は、「当社のセキュリティ管理の A から Z」と題した発表で「最近 5 年間に発生した技術流出犯罪 668 件のうち、被害者の 86.5% (578 件) が中小企業であり、流出主体の 75.7% が内部関係者だった」とし、「企業レベルでは、セキュリティ担当者の指定、セキュリティ管理規定の策定、重要情報の等級分類および表示などを先んじて導入すべきだ」と語った。

このほか、説明会では「デジタルフォレンジックを活用した企業の技術セキュリティ管理」、「ダークウェブの危険性と情報流出」をテーマとした発表と質疑応答が行われた。説明会は、知識財産処の YouTube (<https://www.youtube.com/@moipkorea>) でアーカイブ視聴が可能だ。

一方、知識財産処は、特許、商標、意匠、営業秘密の侵害に関する専門捜査機関として、2010 年から模倣品の取り締まりを皮切りに特別司法警察を運営しており、2019 年からは特許、意匠、営業秘密の侵害についても捜査を開始した。昨年までに知的財産犯罪者、合計約 2,500 人を刑事立件し、今年 2 月には全固体電池関連の先端技術を海外へ持ち出そうとした外国人を拘束した。技術窃取により被害を受けた企業は、知的財産侵害ワンストップ通報相談センター (koipa.re.kr/ippolice、1666-6464) にて支援を受けることができる。

韓国知識財産処のキム・ヨンフン知識財産保護協力局長は、「知的財産は企業の革新と成長の中核となる原動力だ」とし、「韓国企業の技術と知的財産を保護するため、知識財産処は継続的に支援を強化していく」と述べた。

5-8 2026 年下半年の弁理士実務研修集合教育の参加者を募集

韓国知識財産処 (2026.9.14.)

- 9 月 14 日 (月) ~ 18 日 (金) まで、国際知的財産研修院のホームページから申し込み可能

韓国知識財産処 (キム・ヨンソン処長) 傘下の国際知識財産研修院は、9 月 14 日 (月) ~ 18 日 (金) まで、「2026 年下半年弁理士実務実習集合教育」の参加者を募集すると発表した。

今回の研修は弁護士資格保有者を対象としており、11月2日（月）から12月3日（木）まで、国際知識財産研修院（大田広域市 儒城区）にて集合研修として実施される。参加申し込みは、国際知識財産研修院のホームページ（iipti.moip.go.kr）から行うことができる。

教育課程は、△職業倫理および弁理士法の解釈などの基礎教養科目、△弁理士業務の遂行に必要な産業財産権法の実務、△実習を通じて学ぶ産業財産権出願の実務、△審判・訴訟ごとの書類作成のための審判・訴訟実務科目などで構成される。特に今回の下半期コースでは、弁護士資格保有者のうち、理工系以外の専攻者が履修しなければならない「科学技術の理解」科目を追加開設する。

韓国知識財産処のソン・ソンホン国際知識財産研修院長は、「国民が実感できる積極行政の一環として、弁理士としての専門能力強化のために教育課程を体系的に運営している」とし、「今後も知識財産分野の最高専門家を育成するために最善を尽くす」と述べた。

なお、教育に関する詳細については、知識財産処のホームページ（moip.go.kr）および国際知識財産研修院のホームページ（iipti.moip.go.kr）で確認するか、国際知識財産研修院の知識財産教育課（042-601-4379）までお問い合わせすることができる。

5-9 公共の革新技術が市場と結びつき、革新的な成長を牽引

韓国知識財産処(2026.9.14.)

- 知識財産処、「2026 年省庁横断型公的技術移転・事業化ロードショー」を開催
- 11 の省庁・11 の機関が参加…2,132 件の優れた公的技術を披露し、技術移転相談を実施
- 「25 年知的財産経営優秀機関」12 カ所を表彰、知的財産ポイントの付与により知的財産管理コストの削減を支援

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、科学技術情報通信部、産業通商部など 11 の省庁と共同で、9 月 14 日(月)10 時、科学技術コンベンションセンター(ソウル市江南区)にて、優れた公的技術の民間への移転・事業化を促進するための「2026 年省庁横断型公的技術移転・事業化ロードショー」を開催すると発表した。

今回のイベントは、政府の研究開発(R&D)投資を通じて創出された優れた公的技術が産業界の需要と結びつき、実際の技術移転や事業化につながるよう、技術供給機関と需要企業間の出会いや交流の場を設けるために推進された。

今年は、知識財産処、科学技術情報通信部、農林畜産食品部、産業通商部、保健福祉部、国土交通部、海洋水産部、宇宙航空庁、防衛事業庁、農村振興庁、山林庁など合計 11 の省庁が参加し、韓国特許戦略開発院、国土交通科学技術振興院、海洋水産科学技術振興院など 11 の機関が共同で主管し、研究者および技術移転・事業化担当者など約 500 名が参加する予定だ。

＜2,132 件の有望な公的技術が一堂に…分野別技術説明会・統合相談会を開催＞

今回のロードショーで募集された優れた公的技術は合計 2,132 件であり、需要者と供給者の間で 1 対 1 の技術相談を行う技術相談会や、省庁別の事業化支援事業の統合説明会などが行われる。このうち、省庁別事業化支援事業の統合説明会では、知識財産処、産業通商部、保健福祉部、農村振興庁など、参加省庁が運営している技術事業化支援活動を一堂に会し紹介するなど、公的技術の移転・事業化に必要な情報を統合的に提供する予定だ。

＜知的財産経営優秀機関 12 カ所を表彰…大学・公的研究機関の知的財産経営能力を強化＞

また、今回のイベントでは、2024 年および 2025 年の技術移転ロードショーを通じて実現した主要な技術移転成果 3 件に対する技術移転協定式が行われる。さらに、2025 年 1 年間、知識財産処が主管する大学・公的研究機関の技術移転専任組織(Technology Licensing Office)の事業化能力に関する詳細な診断結果に基づき、知的財産の創出・活用および事業化の成果が優れた 12 機関*を「知的財産経営優秀機関」として選定・表彰する予定だ。これらの機関には、最大 3 年間、知的財産スコアを付与**し、知的財産の創出・管理費用に対する実質的な減免特典を提供することで、Technology Licensing Organization(技術移転機関)の革新活動を持続可能にするよう支援する計画だ。

* カトリック関東大学、クァンウン大学、スンミョン女子大学、スンシル大学、アジュ大学、ウルサン
科学技術院、チェジュ大学、韓国産業技術試験院、韓国材料研究院、韓国電子技術研究院、
韓国電子通信研究院、韓国標準科学研究院

** 前年度の出願料・審査請求料などの 40%および 4～9 年目の登録料納付総額の 20%をポ
イントとして付与

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「優れた公的技術が研究所にとどまることなく、市場で
取引される資産へと転換されることが重要だ」とし、「国家の研究開発 (R&D) の成果が革新成長
の新たな原動力として機能するよう、市場の需要に合った優良特許を創出し、民間への移転・取
引や事業化につなげると同時に、国際市場へも進出できるよう、実効性のある知的財産政策と多
角的な事業を展開していく」と述べた。

報道説明資料

今号はありません

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム